

新 旧 対 照 表 （ 土 木 工 事 共 通 仕 様 書 ）

旧（令和7年10月改定版）					新（令和8年10月改定版）				
編 章	節	条 項	編章節条 (項目見出し)	旧条文	編 章	節	条 項	編章節条 (項目見出し)	新条文
1	1	1	1	適用工事	1	1	1	1	適用工事
				本共通仕様書は、兵庫県土木部が発注する河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事、港湾工事、公園工事、下水道工事、水道工事、その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る工事請負契約書（頭書を含み以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。					本共通仕様書は、兵庫県土木部が発注する工事（以下「工事」という。）に係る工事請負契約書（頭書を含み以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
					1	1	1	9	主任技術者及び監理技術者
					1	1	1	9	1 主任技術者及び監理技術者の設置
					1	1	1	9	2 主任技術者及び監理技術者の設置の運用
									当該工事における主任技術者及び監理技術者の設置は、建設業法第26条に規定した事項である。
									受注者は、建設工事現場に置く技術者の適正な設置に係る最新の運用（「監理技術者制度運用マニュアルについて」（平成16年3月1日 国総建第316号））を参考に、監理技術者制度についての基本的考え方、運用等について熟知し、建設業法に基づき適正に業務を行う必要がある。
1	1	1	9	工事用地等の使用	1	1	1	10	工事用地等の使用
			10	工事着手	1	1	1	11	工事着手
			11	工事の下請負	1	1	1	12	工事の下請負
1	1	1	12	施工体制台帳	1	1	1	13	施工体制台帳
1	1	1	12	1 一般事項	1	1	1	13	1 一般事項
				受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営建技第16号、令和3年3月22日付け国港技第90号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。					受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営建技第16号、令和3年3月22日付け国港技第90号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。
1	1	1	12	2 施工体系図	1	1	1	13	2 施工体系図
				第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営建技第16号、令和3年3月22日付け国港技第90号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。					第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳の作成等について（通知）」（令和4年12月28日 国不建第466～467号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。
1	1	1	13	受注者相互の協力	1	1	1	14	受注者相互の協力
1	1	1	14	調査・試験に対する協力	1	1	1	15	調査・試験に対する協力
1	1	1	15	工事の一時中止	1	1	1	16	工事の一時中止
1	1	1	15	1 一般事項	1	1	1	16	1 一般事項
				発注者は、契約書第20条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、受注者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第1編I-I-I-43 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。					発注者は、契約書第20条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、受注者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第1編I-I-I-44 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。
1	1	1	16	設計図書の変更	1	1	1	17	設計図書の変更
1	1	1	17	工期変更	1	1	1	18	工期変更
1	1	1	18	支給材料及び貸与品	1	1	1	19	支給材料及び貸与品
1	1	1	19	工事現場発生品	1	1	1	20	工事現場発生品
1	1	1	20	建設副産物	1	1	1	21	建設副産物
1	1	1	20	2 マニフェスト	1	1	1	21	2 マニフェスト
				受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに産業廃棄物管理票による場合はD票、E票を監督員に提示しなければならない。ただし、E票については、提示が工事完成後となってもやむを得ない。					受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督員に提示しなければならない。
1	1	1	20	3 法令遵守	1	1	1	21	3 法令遵守
				受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）（航空局飛行場部建設課長通達、平成4年1月24日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（県土整備部県土企画局技術管理室長通知、平成18年10月16日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。					受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱の改正について」（平成14年5月30日国官総第122号、国総事第21号、国総建第137号）、「再生資源の利用の促進について」（平成3年10月25日 建設省技調発第243号）、「再生資源の利用の促進について」（平成3年12月25日 港建第324号）、「再生資源の利用の促進について」（平成4年1月24日 空建第10号）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（県土整備部県土企画局技術管理室長通知、平成18年10月16日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。
1	1	1	20	4 再生資源利用計画	1	1	1	21	4 再生資源利用計画
				受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、加熱アスファルト混合物、建設発生土を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、建設副産物情報交換システム（COBRIS）により、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員に提出しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。					受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員に提出しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

新 旧 対 照 表 （ 土 木 工 事 共 通 仕 様 書 ）

旧（令和7年10月改定版）					新（令和8年10月改定版）				
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項
編章節条 (項目見出し)					編章節条 (項目見出し)				
	1	1	20	6		1	1	21	6
再生資源利用促進計画					再生資源利用促進計画				
受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、 建設副産物情報交換システム（COBRIS） により、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。					受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、 工事現場において 再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。				
	1	1	20	10		1	1	21	10
実施書の提出					実施書の提出				
受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、 建設副産物情報交換システム（COBRIS） により、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督員に提出しなければならない					受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用 実施書 」及び「再生資源利用促進 実施書 」を監督員に提出しなければならない				
	1	1	20	11					
建設資材廃棄物引渡完了報告の提出									
建設資材廃棄物の産業廃棄物処分業者への引渡し通知完了した時は、「産業廃棄物等の不適切な処理の防止に関する条例」（平成15年3月17日兵庫県条例第23号）第16条の3に基づき、建設資材廃棄物引渡完了報告を提出しなければならない。									
						1	1	1	21
					コブリス・プラス（建設副産物情報交換システム）				
					受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物、建設発生土を搬入、搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報をコブリス・プラスに入力するものとする。 なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督員と協議しなければならない。				
						1	1	1	21
					コブリス・プラス（建設発生土情報交換システム）				
					受注者は、建設発生土を搬入または搬出する場合で、工事の実施に当たって土量、土質、土工期等の登録されている情報に変更があった場合、監督員が通知する「登録工事番号」を用いて、速やかに当該システムのデータ更新を行うものとする。 なお、これによりがたい場合には、監督員と協議するものとする。				
						1	1	1	21
					建設資材廃棄物引渡完了報告の提出				
					建設資材廃棄物の産業廃棄物処分業者への引渡し通知完了した時は、「産業廃棄物等の不適切な処理の防止に関する条例」（平成15年3月17日兵庫県条例第23号）第16条の3に基づき、建設資材廃棄物引渡完了報告を提出しなければならない。				
1	1	1	21		1	1	1	22	
工事完成図					工事完成図				
1	1	1	22		1	1	1	23	
工事完成検査					工事完成検査				
1	1	1	23		1	1	1	24	
既済部分検査等					既済部分検査等				
1	1	1	24		1	1	1	25	
部分使用					部分使用				
1	1	1	25		1	1	1	26	
施工管理					施工管理				
1	1	1	25	3	1	1	1	26	3
標示板の設置					標示板の設置				
受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般行人等が見易い場所に、「 土木工事現場における標示板設置基準 」「土木工事標示板等設置基準」（令和8年4月9日付技企第1015号）により作成した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができる。					受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般行人等が見易い場所に「 土木工事標示板等設置基準 」（令和8年4月9日付技企第1015号）により作成した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができる。				
1	1	1	26		1	1	1	27	
履行報告					履行報告				
1	1	1	27		1	1	1	28	
工事関係者に対する措置請求					工事関係者に対する措置請求				
1	1	1	28		1	1	1	29	
工事中の安全確保					工事中の安全確保				
1	1	1	28	1	1	1	1	29	1
安全指針等の遵守					安全指針等の遵守				
受注者は、最新の土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達）、建設機械施工安全技術指針（国土交通大臣官房技術調査課長、 国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日 ）、「 港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会 」、「 潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会 」及び「 作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会 」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。					受注者は、最新の「 土木工事安全施工技術指針 」（国土交通大臣官房技術審議官通達）、建設機械施工安全技術指針「 建設機械施工安全技術指針の一部改正について 」（平成17年3月31日国官技第303号、国総施第190号）、「 港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会 」、「 潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会 」及び「 作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会 」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。				
1	1	1	28	2	1	1	1	29	2
建設工事公衆災害防止対策要綱					建設工事公衆災害防止対策要綱				
受注者は、「 建設工事公衆災害防止対策要綱 」（令和元年9月2日国土交通省告示第496号）を遵守して災害の防止を図らなければならない。					受注者は、「 建設工事公衆災害防止対策要綱 」（令和元年9月2日国土交通省告示第496号）を遵守して災害の防止を図らなければならない。				
1	1	1	28	16	1	1	1	29	16
安全衛生協議会の設置					安全衛生協議会の設置				
監督員が、労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。					監督員が、労働安全衛生法（令和7年5月改正法律第33号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。				
1	1	1	28	17	1	1	1	29	17
安全優先					安全優先				
受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかななければならない。					受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和7年5月改正法律第33号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかななければならない。				
1	1	1	29		1	1	1	30	
爆発及び火災の防止					爆発及び火災の防止				
1	1	1	30		1	1	1	31	
後片付け					後片付け				
1	1	1	31		1	1	1	32	
事故報告書					事故報告書				

新 旧 对 照 表 (土 木 工 事 共 通 仕 様 書)

旧（令和7年10月改定版）					新（令和8年10月改定版）				
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項
編章節条 (項目見出し)					編章節条 (項目見出し)				
1	1	1	31	2	1	1	1	32	2
工事事故報告書の作成 (1) 労働災害（工事作業が起因して、工事関係者が死傷した事故） 工事作業場内※1及びその隣接区域※2（以下工事区域という）において、工事関係作業が起因して、工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。 資機材・工場製品輸送作業（第1編1-1-1-34交通安全管理2項に規定された安全輸送上の計画に記載された作業。以下「輸送作業」という。）が起因して工事関係者が、死亡あるいは負傷した事故。					工事事故報告書の作成 (1) 労働災害（工事作業が起因して、工事関係者が死傷した事故） 工事作業場内※1及びその隣接区域※2（以下工事区域という）において、工事関係作業が起因して、工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。 資機材・工場製品輸送作業（第1編1-1-1-35交通安全管理2項に規定された安全輸送上の計画に記載された作業。以下「輸送作業」という。）が起因して工事関係者が、死亡あるいは負傷した事故。				
1	1	1	32		1	1	1	33	
1	1	1	32	1	1	1	1	33	1
環境対策 環境保全 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。					環境対策 環境保全 受注者は、建設工事に伴う「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針について」（昭和62年3月30日建設省経機発第58号）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。				
1	1	1	32	6	1	1	1	33	6
排出ガス対策型建設機械 受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成29年5月改正法律第41号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改訂平成28年8月30日付国総環第6号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。					排出ガス対策型建設機械 受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成29年5月改正法律第41号）（令和4年6月改正法律第68号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成28年8月30日国総環第6号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。				
1	1	1	32	6	1	1	1	33	6
排出ガス対策型建設機械 排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業若しくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。 受注者はトンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和6年4月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第3号）第16条第2号若しくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改訂平成28年8月30日付国総環第6号）に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。					排出ガス対策型建設機械 排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業若しくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。 受注者はトンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和6年4月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第3号）第16条第2号若しくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領の一部改正について」（平成22年3月18日国総環第291号）若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成28年8月30日付国総環第6号）に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。				
1	1	1	32	9	1	1	1	33	9
低騒音型・低振動型建設機械 受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）」によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達不可能的な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。					低騒音型・低振動型建設機械 受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針について」（昭和62年3月30日建設省経機発第58号）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成13年4月9日付国土交通省告示第487号）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達不可能的な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。				
1	1	1	33		1	1	1	34	
1	1	1	34		1	1	1	35	
1	1	1	34	5	1	1	1	35	5
交通安全法令の遵守 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和6年7月改正内閣府・国土交通省令第4号）、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」（県土整備部長通知、平成19年9月14日）、道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について（同）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知、昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。					交通安全法令の遵守 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（令和6年6月内閣府・国土交通省令第4号）、「土木工事標示板等設置基準」（令和8年4月9日付国土交通省告示第1015号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（令和6年2月国土交通省道路局国道・技術課）に基づき、安全対策を講じなければならない。				
1	1	1	34	14	1	1	1	35	14
通行許可等 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させる時は、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和7年6月改正政令第222号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬する時は、道路交通法（令和5年6月改正法律第56号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。 ① 施工計画書に一般制限値を超える車両を記載し提出すること。 ② 搬入時は現場到着時、搬出時は現場出発時の写真を提示すること。 （荷安全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真） ③ 通行許可証の写しを提示すること。					通行許可等 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させる時は、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和7年6月改正政令第222号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬する時は、道路交通法（令和6年5月改正法律第34号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。 ① 施工計画書に一般制限値を超える車両を記載し提出すること。 ② 搬入時は現場到着時、搬出時は現場出発時の写真を提示すること。 （荷安全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真） ③ 通行許可証の写しを提示すること。				
1	1	1	35		1	1	1	36	
1	1	1	36		1	1	1	37	
1	1	1	36	1	1	1	1	37	1
1	1	1	36	1	1	1	1	37	1
諸法令の遵守 (2) 建設業法（令和3年5月改正 法律第48号） (3) 下請代金支払遅延等防止法（令和元年6月改正 法律第51号）					諸法令の遵守 (2) 建設業法（令和4年6月改正 法律第68号） (3) 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（令和7年5月改正 法律第41号）				
1	1	1	36	1	1	1	1	37	1
諸法令の遵守 (5) 労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）					諸法令の遵守 (5) 労働安全衛生法（令和7年5月改正 法律第33号）				

新 旧 対 照 表 （ 土 木 工 事 共 通 仕 様 書 ）

旧（令和7年10月改定版）					新（令和8年10月改定版）				
編 章 節 条 項	編章節条 (項目見出し)	旧条文	編 章 節 条 項	編章節条 (項目見出し)	新条文				
1 1 1 36	1 諸法令の遵守	(6) 作業環境測定法(令和元年6月改正 法律第37号)	1 1 1 37	1 諸法令の遵守	(6) 作業環境測定法(令和7年5月改正 法律第33号)				
1 1 1 36	1 諸法令の遵守	(9) 労働者災害補償保険法(令和2年6月改正 法律第40号)	1 1 1 37	1 諸法令の遵守	(9) 労働者災害補償保険法(令和4年6月改正 法律第68号)				
1 1 1 36	1 諸法令の遵守	(10) 健康保険法(令和6年6月改正 法律第47号)	1 1 1 37	1 諸法令の遵守	(10) 健康保険法(令和7年6月改正 法律第74号)				
1 1 1 36	1 諸法令の遵守	(11) 中小企業退職金共済法(令和2年6月改正 法律第40号)	1 1 1 37	1 諸法令の遵守	(11) 中小企業退職金共済法(令和4年6月改正 法律第68号)				
1 1 1 36	1 諸法令の遵守	(13) 出入国管理及び難民認定法(令和5年12月改正 法律第84号)	1 1 1 37	1 諸法令の遵守	(13) 出入国管理及び難民認定法(令和7年6月改正 法律第75号)				
1 1 1 36	1 諸法令の遵守	(14) 道路法(令和5年5月改正 法律第34号)	1 1 1 37	1 諸法令の遵守	(14) 道路法(令和7年4月改正 法律第22号)				
1 1 1 36	1 諸法令の遵守	(15) 道路交通法(令和5年6月改正 法律第56号)	1 1 1 37	1 諸法令の遵守	(15) 道路交通法(令和6年5月改正 法律第34号)				
1 1 1 36	1 諸法令の遵守	(16) 道路運送法(令和5年4月改正 法律第18号)	1 1 1 37	1 諸法令の遵守	(16) 道路運送法(令和6年5月改正 法律第23号)				
1 1 1 36	1 諸法令の遵守	(18) 砂防法(平成25年11月改正 法律第76号)	1 1 1 37	1 諸法令の遵守	(18) 砂防法(令和4年6月改正 法律第68号)				
1 1 1 36	1 諸法令の遵守	(22) 港湾法(令和4年11月改正 法律第87号)	1 1 1 37	1 諸法令の遵守	(22) 港湾法(令和7年4月改正 法律第25号)				
1 1 1 36	1 諸法令の遵守	(23) 港則法(令和3年6月改正 法律第53号)	1 1 1 37	1 諸法令の遵守	(23) 港則法(令和4年6月改正 法律第68号)				
1 1 1 36	1 諸法令の遵守	(25) 下水道法(令和4年5月改正 法律第44号)	1 1 1 37	1 諸法令の遵守	(25) 下水道法(令和4年6月改正 法律第68号)				
1 1 1 36	1 諸法令の遵守	(26) 航空法(令和5年6月改正 法律第63号)	1 1 1 37	1 諸法令の遵守	(26) 航空法(令和7年6月改正 法律第55号)				
1 1 1 36	1 諸法令の遵守	(27) 公有水面埋立法(平成26年6月改正 法律第51号)	1 1 1 37	1 諸法令の遵守	(27) 公有水面埋立法(令和4年6月改正 法律第68号)				
1 1 1 36	1 諸法令の遵守	(29) 森林法(令和5年6月改正 法律第63号)	1 1 1 37	1 諸法令の遵守	(29) 森林法(令和7年5月改正 法律第48号)				
1 1 1 36	1 諸法令の遵守	(31) 火薬類取締法(令和元年6月改正 法律第37号)	1 1 1 37	1 諸法令の遵守	(31) 火薬類取締法(令和4年6月改正 法律第68号)				
1 1 1 36	1 諸法令の遵守	(32) 大気汚染防止法(令和2年6月改正 法律第39号)	1 1 1 37	1 諸法令の遵守	(32) 大気汚染防止法(令和4年6月改正 法律第68号)				
1 1 1 36	1 諸法令の遵守	(33) 騒音規制法(平成26年6月改正 法律第72号)	1 1 1 37	1 諸法令の遵守	(33) 騒音規制法(令和4年6月改正 法律第68号)				
1 1 1 36	1 諸法令の遵守	(34) 水質汚濁防止法(平成29年6月改正 法律第45号)	1 1 1 37	1 諸法令の遵守	(34) 水質汚濁防止法(令和4年6月改正 法律第68号)				
1 1 1 36	1 諸法令の遵守	(35) 湖沼水質保全特別措置法(平成26年6月改正 法律第72号)	1 1 1 37	1 諸法令の遵守	(35) 湖沼水質保全特別措置法(令和4年6月改正 法律第68号)				
1 1 1 36	1 諸法令の遵守	(36) 振動規制法(平成26年6月改正 法律第72号)	1 1 1 37	1 諸法令の遵守	(36) 振動規制法(令和4年6月改正 法律第68号)				
1 1 1 36	1 諸法令の遵守	(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(令和元年6月改正 法律第37号)	1 1 1 37	1 諸法令の遵守	(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(令和4年6月改正 法律第68号)				
1 1 1 36	1 諸法令の遵守	(38) 文化財保護法(令和3年4月改正 法律第22号)	1 1 1 37	1 諸法令の遵守	(38) 文化財保護法(令和4年6月改正 法律第68号)				
1 1 1 36	1 諸法令の遵守	(43) 建築基準法(令和6年6月改正 法律第53号)	1 1 1 37	1 諸法令の遵守	(43) 建築基準法(令和7年5月改正 法律第35号)				
1 1 1 36	1 諸法令の遵守	(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(令和3年5月改正 法律第37号)	1 1 1 37	1 諸法令の遵守	(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(令和4年6月改正 法律第68号)				
1 1 1 36	1 諸法令の遵守	(46) 土壌汚染対策法(平成29年6月改正 法律第45号)	1 1 1 37	1 諸法令の遵守	(46) 土壌汚染対策法(令和4年6月改正 法律第68号)				
1 1 1 36	1 諸法令の遵守	(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(令和3年5月改正 法律第43号)	1 1 1 37	1 諸法令の遵守	(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(令和4年6月改正 法律第68号)				
1 1 1 36	1 諸法令の遵守	(51) 船員法(令和6年5月改正 法律第42号)	1 1 1 37	1 諸法令の遵守	(51) 船員法(令和7年5月14日改正 法律第32号)				
1 1 1 36	1 諸法令の遵守	(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法(令和5年5月改正 法律第24号)	1 1 1 37	1 諸法令の遵守	(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法(令和7年5月改正 法律第32号)				
1 1 1 36	1 諸法令の遵守	(53) 船舶安全法(令和3年5月改正 法律第43号)	1 1 1 37	1 諸法令の遵守	(53) 船舶安全法(令和4年6月改正 法律第68号)				
1 1 1 36	1 諸法令の遵守	(54) 自然環境保全法(令和3年5月改正 法律第29号)	1 1 1 37	1 諸法令の遵守	(54) 自然環境保全法(令和4年6月改正 法律第68号)				
1 1 1 36	1 諸法令の遵守	(55) 自然公園法(令和3年6月改正 法律第37号)	1 1 1 37	1 諸法令の遵守	(55) 自然公園法(令和4年6月改正 法律第68号)				
1 1 1 36	1 諸法令の遵守	(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(令和6年6月改正 法律第54号)	1 1 1 37	1 諸法令の遵守	(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(令和6年12月改正 法律第49号)				
1 1 1 36	1 諸法令の遵守	(59) 技術士法(令和元年6月改正 法律第37号)	1 1 1 37	1 諸法令の遵守	(59) 技術士法(令和4年6月改正 法律第68号)				
1 1 1 36	1 諸法令の遵守	(61) 空港法(令和4年6月改正 法律第62号)	1 1 1 37	1 諸法令の遵守	(61) 空港法(令和4年6月改正 法律第68号)				
1 1 1 36	1 諸法令の遵守	(62) 計量法(平成26年6月改正 法律第69号)	1 1 1 37	1 諸法令の遵守	(62) 計量法(令和4年6月改正 法律第68号)				
1 1 1 36	1 諸法令の遵守	(64) 航路標識法(令和3年6月改正 法律第53号)	1 1 1 37	1 諸法令の遵守	(64) 航路標識法(令和4年6月改正 法律第68号)				
1 1 1 36	1 諸法令の遵守	(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律(令和4年5月改正 法律第46号)	1 1 1 37	1 諸法令の遵守	(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律(令和7年6月改正 法律第52号)				
1 1 1 36	1 諸法令の遵守	(66) 最低賃金法(平成24年4月改正 法律第27号)	1 1 1 37	1 諸法令の遵守	(66) 最低賃金法(令和4年6月改正 法律第68号)				
1 1 1 36	1 諸法令の遵守	(67) 職業安定法(令和4年3月改正 法律第12号)	1 1 1 37	1 諸法令の遵守	(67) 職業安定法(令和6年6月改正 法律第50号)				
1 1 1 36	1 諸法令の遵守	(68) 所得税法(令和6年5月改正 法律第26号)	1 1 1 37	1 諸法令の遵守	(68) 所得税法(令和7年6月改正 法律第74号)				
1 1 1 36	1 諸法令の遵守	(69) 水産資源保護法(平成30年12月改正 法律第95号)	1 1 1 37	1 諸法令の遵守	(69) 水産資源保護法(令和4年6月改正 法律第68号)				
1 1 1 36	1 諸法令の遵守	(70) 船員保険法(令和6年6月改正 法律第47号)	1 1 1 37	1 諸法令の遵守	(70) 船員保険法(令和7年6月改正 法律第80号)				
1 1 1 36	1 諸法令の遵守	(71) 著作権法(令和6年6月改正 法律第55号)	1 1 1 37	1 諸法令の遵守	(71) 著作権法(令和7年4月改正 法律第27号)				
1 1 1 36	1 諸法令の遵守	(72) 電波法(令和5年12月改正 法律第87号)	1 1 1 37	1 諸法令の遵守	(72) 電波法(令和7年4月改正 法律第27号)				
1 1 1 36	1 諸法令の遵守	(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(令和4年4月改正 法律第32号)	1 1 1 37	1 諸法令の遵守	(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(令和4年6月改正 法律第68号)				
1 1 1 36	1 諸法令の遵守	(77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成29年5月改正 法律第41号)	1 1 1 37	1 諸法令の遵守	(77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(令和4年6月改正 法律第68号)				
1 1 1 37	官公庁等への手続等		1 1 1 38	官公庁等への手続等					
1 1 1 38	施工時期及び施工時間の変更		1 1 1 39	施工時期及び施工時間の変更					
1 1 1 39	工事測量		1 1 1 40	工事測量					
1 1 1 40	不可抗力による損害		1 1 1 41	不可抗力による損害					
1 1 1 41	特許権等		1 1 1 42	特許権等					
1 1 1 41	3 著作権法に規定される著作物	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法(令和6年6月改正法律第55号第2条第1項第1号)に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。 なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。	1 1 1 42	3 著作権法に規定される著作物	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法(令和7年4月改定 法律第27号)に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。 なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。				
1 1 1 42	保険の付保及び事故の補償		1 1 1 43	保険の付保及び事故の補償					
1 1 1 43	臨機の措置		1 1 1 44	臨機の措置					
1 1 1 44	石綿使用の有無		1 1 1 45	石綿使用の有無					
1 2 2	適用すべき諸基準	国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱(平成14年5月)	1 2 2	適用すべき諸基準	国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱の改正について(平成14年5月)				
1 2 2	適用すべき諸基準	日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説(平成29年3月)	1 2 2	適用すべき諸基準	日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説(令和7年11月)				

新 旧 対 照 表 （ 土 木 工 事 共 通 仕 様 書 ）

旧（令和7年10月改定版）					新（令和8年10月改定版）																																																																																																																																											
編	章	節	条	項	編章節条 (項目見出し)	編	章	節	条	項	編章節条 (項目見出し)	新条文																																																																																																																																				
1	2	3	1	4	適用規定	受注者は、建設発生土については、第1編1-1-1-20建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。					1	2	3	1	4	適用規定	受注者は、建設発生土については、第1編1-1-1-21建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。																																																																																																																															
1	2	4	1	4	構造物取付け部	受注者は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわないように、適切な材料を用いて入念な締固めと排水工の施工を行わなければならない。 なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説（Ⅳ 下部構造編）7.9橋台背面アプローチ部」（日本道路協会、平成29年11月）及び「道路土工盛土工指針 4-10盛土と他の構造物との取付け部の構造」（日本道路協会、平成22年4月）を参考とする。					1	2	4	1	4	構造物取付け部	受注者は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわないように、適切な材料を用いて入念な締固めと排水工の施工を行わなければならない。 特に、橋台躯体背面部では、基礎地盤及び橋台躯体背面部の安定性、降雨等に対する排水性を確保できるように、使用する材料及び構造特性に応じて適切な施工の方法及び順序等に基づいて施工しなければならない。橋梁接続区間では、速やかな排水や構造物の状態に配慮しながら、必要な記録を残さなければならない。 なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）11章橋台躯体背面部12章橋梁接続区間など」（日本道路協会、令和7年10月）及び「道路土工 盛土工指針 4-10盛土と他の構造物との取付け部の構造」（日本道路協会、平成22年4月）を参考とする。																																																																																																																															
1	2	4	1	8	適用規定	受注者は、建設発生土については、第1編1-1-1-20建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。					1	2	4	1	8	適用規定	受注者は、建設発生土については、第1編1-1-1-21建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。																																																																																																																															
1	2	4	1	12	建設発生土の土質区分	建設発生土の土質区分については、表1-2-3土質区分基準による。					1	2	4	1	12	建設発生土の土質区分	建設発生土の土質区分については、「発生土利用基準について」（平成18年8月10日国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号）による。																																																																																																																															
1	2	4	1	12	表1-2-3 土質区分基準	<table><tr><th colspan="2">区分 (国土交通省令)^{※1}</th><th>細区分^{※2} a, b</th><th>コーン指数^{※3} qc^{※3} (kN/m²)</th><th colspan="2">土質材料の工学的分類^{※4}</th><th>備考^{※5}</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th></th><th></th><th>大分類</th><th>中分類 土質（記号）</th><th>含水比 (地山) w_L(%)</th><th>鉴别 方法</th></tr><tr><td rowspan="2">第1種 建設発生土 〔砂、礫及びこれらに準ずるもの〕</td><td>第1種</td><td>—</td><td>—</td><td>礫質土</td><td>礫〔G〕、砂礫〔GS〕</td><td>—</td><td rowspan="10">*排水に考慮するが、降水、浸出地下水等により含水比が増加すると想定される場合は、1ランク下の区分とする。</td></tr><tr><td>第1種改良土^{※5}</td><td>—</td><td>—</td><td>砂質土</td><td>砂〔S〕、礫質砂〔SG〕</td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="2">第2種 建設発生土 〔砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの〕</td><td>第2a種</td><td rowspan="2">800 以上</td><td>—</td><td>礫質土</td><td>細粒分まじり礫〔GP〕</td><td>—</td></tr><tr><td>第2b種</td><td>砂質土</td><td>細粒分まじり砂〔SP〕</td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="2">第3種 建設発生土 〔通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの〕</td><td>第3a種</td><td rowspan="2">400 以上</td><td>—</td><td>人工材料</td><td>改良土〔I〕</td><td>—</td></tr><tr><td>第3b種</td><td>砂質土</td><td>細粒分まじり砂〔SP〕</td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="2">第4種 建設発生土 〔粘性土及びこれに準ずるもの（第3種発生土を除く）〕</td><td>第4a種</td><td rowspan="2">200 以上</td><td>—</td><td>粘性土</td><td>シルト 団、粘土〔C〕</td><td>40%程度以下</td></tr><tr><td>第4b種</td><td>火山灰質粘性土</td><td>火山灰質粘性土〔V〕</td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="2">泥土^{※6} a</td><td>第3種改良土</td><td rowspan="2">200 未満</td><td>—</td><td>人工材料</td><td>改良土〔I〕</td><td>—</td></tr><tr><td>第4a種</td><td>砂質土</td><td>細粒分まじり砂〔SP〕</td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="2">泥土^{※6} b</td><td>第4b種</td><td rowspan="2">200 未満</td><td>—</td><td>粘性土</td><td>シルト 団、粘土〔C〕</td><td>40～80%程度</td></tr><tr><td>第4b種</td><td>火山灰質粘性土</td><td>火山灰質粘性土〔V〕</td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="2">泥土^{※6} c</td><td>第4種改良土</td><td rowspan="2">200 未満</td><td>—</td><td>有機質土</td><td>有機質土〔O〕</td><td>40～80%程度</td></tr><tr><td>第4種改良土</td><td>人工材料</td><td>改良土〔I〕</td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="2">泥土^{※6} d</td><td>泥土a</td><td rowspan="2">200 未満</td><td>—</td><td>砂質土</td><td>細粒分まじり砂〔SP〕</td><td>—</td></tr><tr><td>泥土b</td><td>粘性土</td><td>シルト 団、粘土〔C〕</td><td>80%程度以上</td></tr><tr><td rowspan="2">泥土^{※6} e</td><td>泥土b</td><td rowspan="2">200 未満</td><td>—</td><td>火山灰質粘性土</td><td>火山灰質粘性土〔V〕</td><td>—</td></tr><tr><td>泥土c</td><td>有機質土</td><td>有機質土〔O〕</td><td>80%程度以上</td></tr><tr><td rowspan="2">泥土^{※6} f</td><td>泥土c</td><td rowspan="2">200 未満</td><td>—</td><td>高有機質土</td><td>高有機質土〔Pn〕</td><td>—</td></tr><tr><td>泥土d</td><td>高有機質土</td><td>高有機質土〔Pn〕</td><td>—</td></tr></table>					区分 (国土交通省令) ^{※1}		細区分 ^{※2} a, b	コーン指数 ^{※3} qc ^{※3} (kN/m ²)	土質材料の工学的分類 ^{※4}		備考 ^{※5}					大分類	中分類 土質（記号）	含水比 (地山) w _L (%)	鉴别 方法	第1種 建設発生土 〔砂、礫及びこれらに準ずるもの〕	第1種	—	—	礫質土	礫〔G〕、砂礫〔GS〕	—	*排水に考慮するが、降水、浸出地下水等により含水比が増加すると想定される場合は、1ランク下の区分とする。	第1種改良土 ^{※5}	—	—	砂質土	砂〔S〕、礫質砂〔SG〕	—	第2種 建設発生土 〔砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの〕	第2a種	800 以上	—	礫質土	細粒分まじり礫〔GP〕	—	第2b種	砂質土	細粒分まじり砂〔SP〕	—	第3種 建設発生土 〔通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの〕	第3a種	400 以上	—	人工材料	改良土〔I〕	—	第3b種	砂質土	細粒分まじり砂〔SP〕	—	第4種 建設発生土 〔粘性土及びこれに準ずるもの（第3種発生土を除く）〕	第4a種	200 以上	—	粘性土	シルト 団、粘土〔C〕	40%程度以下	第4b種	火山灰質粘性土	火山灰質粘性土〔V〕	—	泥土 ^{※6} a	第3種改良土	200 未満	—	人工材料	改良土〔I〕	—	第4a種	砂質土	細粒分まじり砂〔SP〕	—	泥土 ^{※6} b	第4b種	200 未満	—	粘性土	シルト 団、粘土〔C〕	40～80%程度	第4b種	火山灰質粘性土	火山灰質粘性土〔V〕	—	泥土 ^{※6} c	第4種改良土	200 未満	—	有機質土	有機質土〔O〕	40～80%程度	第4種改良土	人工材料	改良土〔I〕	—	泥土 ^{※6} d	泥土a	200 未満	—	砂質土	細粒分まじり砂〔SP〕	—	泥土b	粘性土	シルト 団、粘土〔C〕	80%程度以上	泥土 ^{※6} e	泥土b	200 未満	—	火山灰質粘性土	火山灰質粘性土〔V〕	—	泥土c	有機質土	有機質土〔O〕	80%程度以上	泥土 ^{※6} f	泥土c	200 未満	—	高有機質土	高有機質土〔Pn〕	—	泥土d	高有機質土	高有機質土〔Pn〕	—						
区分 (国土交通省令) ^{※1}		細区分 ^{※2} a, b	コーン指数 ^{※3} qc ^{※3} (kN/m ²)	土質材料の工学的分類 ^{※4}		備考 ^{※5}																																																																																																																																										
				大分類	中分類 土質（記号）	含水比 (地山) w _L (%)	鉴别 方法																																																																																																																																									
第1種 建設発生土 〔砂、礫及びこれらに準ずるもの〕	第1種	—	—	礫質土	礫〔G〕、砂礫〔GS〕	—	*排水に考慮するが、降水、浸出地下水等により含水比が増加すると想定される場合は、1ランク下の区分とする。																																																																																																																																									
	第1種改良土 ^{※5}	—	—	砂質土	砂〔S〕、礫質砂〔SG〕	—																																																																																																																																										
第2種 建設発生土 〔砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの〕	第2a種	800 以上	—	礫質土	細粒分まじり礫〔GP〕	—																																																																																																																																										
	第2b種		砂質土	細粒分まじり砂〔SP〕	—																																																																																																																																											
第3種 建設発生土 〔通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの〕	第3a種	400 以上	—	人工材料	改良土〔I〕	—																																																																																																																																										
	第3b種		砂質土	細粒分まじり砂〔SP〕	—																																																																																																																																											
第4種 建設発生土 〔粘性土及びこれに準ずるもの（第3種発生土を除く）〕	第4a種	200 以上	—	粘性土	シルト 団、粘土〔C〕	40%程度以下																																																																																																																																										
	第4b種		火山灰質粘性土	火山灰質粘性土〔V〕	—																																																																																																																																											
泥土 ^{※6} a	第3種改良土	200 未満	—	人工材料	改良土〔I〕	—																																																																																																																																										
	第4a種		砂質土	細粒分まじり砂〔SP〕	—																																																																																																																																											
泥土 ^{※6} b	第4b種	200 未満	—	粘性土	シルト 団、粘土〔C〕	40～80%程度																																																																																																																																										
	第4b種		火山灰質粘性土	火山灰質粘性土〔V〕	—																																																																																																																																											
泥土 ^{※6} c	第4種改良土	200 未満	—	有機質土	有機質土〔O〕	40～80%程度																																																																																																																																										
	第4種改良土		人工材料	改良土〔I〕	—																																																																																																																																											
泥土 ^{※6} d	泥土a	200 未満	—	砂質土	細粒分まじり砂〔SP〕	—																																																																																																																																										
	泥土b		粘性土	シルト 団、粘土〔C〕	80%程度以上																																																																																																																																											
泥土 ^{※6} e	泥土b	200 未満	—	火山灰質粘性土	火山灰質粘性土〔V〕	—																																																																																																																																										
	泥土c		有機質土	有機質土〔O〕	80%程度以上																																																																																																																																											
泥土 ^{※6} f	泥土c	200 未満	—	高有機質土	高有機質土〔Pn〕	—																																																																																																																																										
	泥土d		高有機質土	高有機質土〔Pn〕	—																																																																																																																																											
1	2	4	1	12	表1-2-3 土質区分基準	*1) 国土交通省令（建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令59、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令60）においては区分として第1種～第4種建設発生土が規定されている。 *2) この土質区分基準は工学的判断に基づく基準であり、発生土が産業廃棄物であるか否かを決めるものではない。 *3) 表中の第1種～第4種改良土は、土（泥土を含む）にセメントや石灰を混合し化学的安定処理したものである。 例えば第3種改良土は、第4種建設発生土または泥土を安定処理し、コーン指数400kN/m ² 以上の性状に改良したものである。 *4) 含水比低下、粒度調整などの物理的な処理や高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行った場合は、改良土に分類されないため、処理後の性状に応じて改良土以外の細区分に分類する。 *5) 所定の方法でモールドに締固めた試料に対し、コーンペネトロメーターで測定したコーン指数（兵庫県土木請負工事必携「発生土の利用基準について」表-2参照）。																																																																																																																																										

新 旧 対 照 表 （ 土 木 工 事 共 通 仕 様 書 ）

旧（令和7年10月改定版）						新（令和8年10月改定版）							
編	章	節	条	項	編章節条 (項目見出し)	旧条文	編	章	節	条	項	編章節条 (項目見出し)	新条文
1	2	4	1	12	表1-2-3 土質区分基準	*6) 計画段階（掘削前）において発生土の区分を行う必要があり、コーン指数を求めるために必要な試料を得られない場合には、土質材料の工学的分類体系（（社）地盤工学会）と備考欄の含水比（地山）、掘削方法から概略の区分を選定し、掘削後所定の方法でコーン指数を測定して区分を決定する。 *7) 土質材料の工学的分類体系における最大粒径は75mmと定められているが、それ以上の粒径を含むものについても本基準を参照して区分し、適切に利用する。 *8) 砂及び礫と同等の品質が確保できているもの。 *9) ・港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではない。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について 昭和46年10月16日 環整43 厚生省通知）							
1	2	4	1	12	表1-2-3 土質区分基準	・地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。（建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について 平成23年3月30日 環産第110329004号環境省通知） ・建設汚泥に該当するものについては、廃棄物処理法に定められた手続きにより利用が可能となり、その場合「建設汚泥処理土利用技術基準」（国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号、平成18年6月12日）を適用するものとする。							
1	2	4	1	15	伐開除根作業範囲	受注者は、伐開除根作業範囲が設計図書に示されない場合には、表1-2-4に従い施工しなければならない。	1	2	4	1	15	伐開除根作業範囲	受注者は、伐開除根作業範囲が設計図書に示されない場合には、表1-2-3に従い施工しなければならない。
1	2	4	1	15	表1-2-4	伐開除根作業	1	2	4	1	15	表1-2-3	伐開除根作業
1	2	4	4	10	路床盛土の締固め度	路床盛土の締固め度については、第1編1-1-1-25施工管理第8項の規定による。	1	2	4	4	10	路床盛土の締固め度	路床盛土の締固め度については、第1編1-1-1-26施工管理第8項の規定による。
1	3	1	4		アルカリシリカ反応抑制対策	受注者は、コンクリートの使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通省大臣官房技術審議官、国土交通省大臣官房技術参事官、国土交通省航空局飛行場部長通達、平成14年7月31日）及び「アルカリ骨材反応抑制対策についての運用について」（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省港湾局環境・技術課長、国土交通省航空局飛行場建設課長通達、平成14年7月31日）を遵守し、アルカリシリカ反応抑制対策の適合を確かめなければならない。	1	3	1	4		アルカリシリカ反応抑制対策	受注者は、コンクリートの使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日 国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について」（平成14年7月31日 国官技第113号、国港環第36号、国空建第79号）を遵守し、アルカリシリカ反応抑制対策の適合を確かめなければならない。
1	3	2	1		適用規定	土木学会 コンクリートのポンプ施工指針〔2012年版〕（2018年6月）	1	3	2	1		適用規定	土木学会 コンクリートのポンプ施工指針〔2012年版〕（平成24年6月）
1	3	3	2	1	一般事項	受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。 （1）JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（平成30年5月改正法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマークを表示する認証を受けた製品を製造している工場（以下「JIS認証工場」という。））で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐※しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場（以下「監査合格工場」という。）等）から選定しなければならない。	1	3	3	2	1	一般事項	受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。 （1）JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（令和4年6月改正法律第68号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマークを表示する認証を受けた製品を製造している工場（以下「JIS認証工場」という。））で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐※しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場（以下「監査合格工場」という。）等）から選定しなければならない。
1	3	3	2	1	一般事項	(2) JIS認証工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめようえ、その資料により監督員の確認を得なければならない。 なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐※しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。 ※受注者は、技術者（コンクリート主任技士等）の資格証（登録者証も可）及び同技術者が所属工場と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを確認できる書面により、常駐の確認をしなければならない。なお、監査合格工場は、これを省略することができる。	1	3	3	2	1	一般事項	(2) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（令和4年6月改正法律第68号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマークを表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめようえ、その資料により監督員の確認を得なければならない。 なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐※しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。
1	3	3	2	4	打設状況報告書	受注者は、レディーミクストコンクリートの打設に関し、表1-3-3の線繰ぜから打設完了までに要した時間の確認ができる記録資料（以下「打設状況報告書」という。）を作成・整備・保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。	1	3	3	2	4	打設状況報告書	受注者は、レディーミクストコンクリートの打設に関し、表1-3-1の線繰ぜから打設完了までに要した時間の確認ができる記録資料（以下「打設状況報告書」という。）を作成・整備・保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。
1	3	3	2	4	表1-3-3	打設状況報告書（土木工事）	1	3	3	2	4	表1-3-1	打設状況報告書（土木工事）
1	3	3	3	1	一般事項	受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティが得られる範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。	1	3	3	3	1	一般事項	受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティが得られる範囲内で単位水量を小さくするように定めなければならない。

新 旧 対 照 表 （ 土 木 工 事 共 通 仕 様 書 ）

旧（令和7年10月改定版）					新（令和8年10月改定版）																																																																																																			
編 章	節	条	項	編章節条項 （項目見出し）	旧条文	編 章	節	条	項	編章節条項 （項目見出し）	新条文																																																																																													
1	3	3	3	2	配合試験	受注者は、施工に先立ち、あらかじめ配合試験を行い、表1-3-4の示方配合表を作成し監督員の確認を得なければならない。ただし、すでに他工事（公共工事に限る）において使用実績があり、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず他工事（公共工事に限る）の配合表に代えることができる。また、JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は配合試験を省略できる。	1	3	3	3	2	配合試験	受注者は、施工に先立ち、あらかじめ配合試験を行い、表1-3-2の示方配合表を作成し監督員の確認を得なければならない。ただし、すでに他工事（公共工事に限る）において使用実績があり、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず他工事（公共工事に限る）の配合表に代えることができる。また、JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は配合試験を省略できる。																																																																																											
1	3	3	3	3	表1-3-4	示方配合表	1	3	3	3	3	表1-3-2	示方配合表																																																																																											
1	3	5	4	2	材料の計量	(3) 計量値の許容差は、1回計量分に対し、「表1-3-5計量値の許容差」の値以下とする。	1	3	5	4	2	材料の計量	(3) 計量値の許容差は、1回計量分に対し、「表1-3-3計量値の許容差」の値以下とする。																																																																																											
1	3	5	4	2	材料の計量	(4) 連続ミキサーを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。その計量値の許容差は、ミキサーの容量によって定められる規定の時間あたりの計量分を質量に換算して、「表1-3-5計量値の許容差」の値以下とする。なお、受注者は、ミキサーの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間あたりの計量分を適切に定めなければならない。	1	3	5	4	2	材料の計量	(4) 連続ミキサーを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。その計量値の許容差は、ミキサーの容量によって定められる規定の時間あたりの計量分を質量に換算して、「表1-3-3計量値の許容差」の値以下とする。なお、受注者は、ミキサーの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間あたりの計量分を適切に定めなければならない。																																																																																											
1	3	5	4	2	表1-3-5	計量値の許容差	1	3	5	4	2	表1-3-3	計量値の許容差																																																																																											
1	3	6	4	1	一般事項	受注者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めなければならない。練混ぜから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が25℃を超える場合で1.5時間、25℃以下の場合で2時間を超えないものとし、かつコンクリートの運搬時間（練り混ぜ開始から荷卸し地点に到着するまでの時間）は1.5時間以内としなければならない。これ以外で施工する可能性がある場合は、監督員と協議しなければならない。なお、コンクリートの練混ぜから打ち終わるまでの時間中、コンクリートを日光、風雨等から保護しなければならない。	1	3	6	4	1	一般事項	受注者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めなければならない。練混ぜから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が 日平均 で25℃を超える場合で1.5時間、25℃以下の場合で2時間以内とし、かつコンクリートの運搬時間（練り混ぜ開始から荷卸し地点に到着するまでの時間）は1.5時間以内としなければならない。これ以外で施工する可能性がある場合は、監督員と協議しなければならない。なお、コンクリートの練混ぜから打ち終わるまでの時間中、コンクリートを日光、風雨等から保護しなければならない。																																																																																											
1	3	6	9	2	湿潤状態の保持	受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて、施工実績、信頼できるデータ、あるいは試験に等より定めるものとする。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は表1-3-6を目安とする。	1	3	6	9	2	湿潤状態の保持	受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて、施工実績、信頼できるデータ、あるいは試験に等より定めるものとする。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は表1-3-4を目安とする。																																																																																											
1	3	6	9	2	表1-3-6	コンクリートの湿潤養生期間の目安	1	3	6	9	2	表1-3-4	コンクリートの湿潤養生期間の目安																																																																																											
1	3	7	3	4	曲げ戻しの禁止	受注者は、 原則として 曲げ加工した鉄筋を曲げ戻してはならない。	1	3	7	3	4	曲げ戻しの禁止	受注者は、曲げ加工した鉄筋を曲げ戻してはならない。																																																																																											
1	3	8	2	2	面取り	受注者は、 特に定めのない場合は コンクリートのかどに面取りができる型枠を使用しなければならない。	1	3	8	2	2	面取り	受注者は、コンクリートのかどに面取りができる型枠を使用しなければならない。																																																																																											
1	3	10	3	5	養生温度	受注者は、養生温度を5℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、表1-3-7の値以上とするのを標準とする。なお、表1-3-7の養生期間の後、さらに2日間はコンクリート温度を0℃以上に保たなければならない。また、湿潤養生に保つ養生日数として表1-3-6に示す期間も満足する必要がある。	1	3	10	3	5	養生温度	受注者は、養生温度を5℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、表1-3-5の値以上とするのを標準とする。なお、表1-3-5の養生期間の後、さらに2日間はコンクリート温度を0℃以上に保たなければならない。また、湿潤養生に保つ養生日数として表1-3-4に示す期間も満足する必要がある。																																																																																											
1	3	10	3	5	表1-3-7	寒中コンクリートの温度制御養生期間	1	3	10	3	5	表1-3-5	寒中コンクリートの温度制御養生期間																																																																																											
1	3	13	3	3	材料の計量	(2) 計量値の許容差は、1バッチ計量分に対し、「表1-3-8計量値の許容差（水中不分離性コンクリート）」の値以下とするものとする。	1	3	13	3	3	材料の計量	(2) 計量値の許容差は、1バッチ計量分に対し、「表1-3-6計量値の許容差（水中不分離性コンクリート）」の値以下とするものとする。																																																																																											
1	3	13	3	3	表1-3-8	計量値の許容差（水中不分離性コンクリート）	1	3	13	3	3	表1-3-6	計量値の許容差（水中不分離性コンクリート）																																																																																											
2	2	6	2	3	表2-2-19 普通ポルトランドセメントの品質	<table><tr><th colspan="2">品 質</th><th>規 格</th></tr><tr><td rowspan="2">比 表 面 積</td><td>cm²/g</td><td>2,500 以上</td></tr><tr><td>h</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">凝 結</td><td>始 発</td><td>1 以上</td></tr><tr><td>終 結</td><td>10 以下</td></tr><tr><td rowspan="2">安定性</td><td>バット法</td><td>良</td></tr><tr><td>ルシャチエ法</td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">圧 縮 強 さ</td><td>mm</td><td>10 以下</td></tr><tr><td>3 d</td><td>12.5 以上</td></tr><tr><td>7 d</td><td>22.5 以上</td></tr><tr><td>28d</td><td>42.5 以上</td></tr><tr><td rowspan="2">水 和 熱</td><td>7 d</td><td>測定値を報告する</td></tr><tr><td>28d</td><td>測定値を報告する</td></tr><tr><td colspan="2">酸化マグネシウム%</td><td>5.0 以下</td></tr><tr><td colspan="2">三酸化硫黄%</td><td>3.5 以下</td></tr><tr><td colspan="2">強熱減量%</td><td>5.0 以下</td></tr><tr><td colspan="2">全アルカリ (Na o eq)%</td><td>0.75 以下</td></tr><tr><td colspan="2">塩化物イオン%</td><td>0.035 以下</td></tr></table>	品 質		規 格	比 表 面 積	cm ² /g	2,500 以上	h		凝 結	始 発	1 以上	終 結	10 以下	安定性	バット法	良	ルシャチエ法		圧 縮 強 さ	mm	10 以下	3 d	12.5 以上	7 d	22.5 以上	28d	42.5 以上	水 和 熱	7 d	測定値を報告する	28d	測定値を報告する	酸化マグネシウム%		5.0 以下	三酸化硫黄%		3.5 以下	強熱減量%		5.0 以下	全アルカリ (Na o eq)%		0.75 以下	塩化物イオン%		0.035 以下	2	2	6	2	3	表2-2-19 普通ポルトランドセメントの品質	<table><tr><th colspan="2">品 質</th><th>規 格</th></tr><tr><td rowspan="2">比 表 面 積</td><td>cm²/g</td><td>2,500 以上</td></tr><tr><td>h</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">凝 結</td><td>始 発</td><td>1 以上</td></tr><tr><td>終 結</td><td>10 以下</td></tr><tr><td rowspan="2">安定性</td><td>バット法</td><td>良</td></tr><tr><td>ルシャチエ法</td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">圧 縮 強 さ</td><td>mm</td><td>10 以下</td></tr><tr><td>3 d</td><td>12.5 以上</td></tr><tr><td>7 d</td><td>22.5 以上</td></tr><tr><td>28d</td><td>42.5 以上</td></tr><tr><td rowspan="2">水 和 熱</td><td>7 d</td><td>測定値を報告する</td></tr><tr><td>28d</td><td>測定値を報告する</td></tr><tr><td colspan="2">酸化マグネシウム%</td><td>5.0 以下</td></tr><tr><td colspan="2">三酸化硫黄%</td><td>3.5 以下</td></tr><tr><td colspan="2">全アルカリ (Na o eq)%</td><td>0.75 以下</td></tr><tr><td colspan="2">塩化物イオン%</td><td>0.035 以下</td></tr></table>	品 質		規 格	比 表 面 積	cm ² /g	2,500 以上	h		凝 結	始 発	1 以上	終 結	10 以下	安定性	バット法	良	ルシャチエ法		圧 縮 強 さ	mm	10 以下	3 d	12.5 以上	7 d	22.5 以上	28d	42.5 以上	水 和 熱	7 d	測定値を報告する	28d	測定値を報告する	酸化マグネシウム%		5.0 以下	三酸化硫黄%		3.5 以下	全アルカリ (Na o eq)%		0.75 以下	塩化物イオン%		0.035 以下
品 質		規 格																																																																																																						
比 表 面 積	cm ² /g	2,500 以上																																																																																																						
	h																																																																																																							
凝 結	始 発	1 以上																																																																																																						
	終 結	10 以下																																																																																																						
安定性	バット法	良																																																																																																						
	ルシャチエ法																																																																																																							
圧 縮 強 さ	mm	10 以下																																																																																																						
	3 d	12.5 以上																																																																																																						
	7 d	22.5 以上																																																																																																						
	28d	42.5 以上																																																																																																						
水 和 熱	7 d	測定値を報告する																																																																																																						
	28d	測定値を報告する																																																																																																						
酸化マグネシウム%		5.0 以下																																																																																																						
三酸化硫黄%		3.5 以下																																																																																																						
強熱減量%		5.0 以下																																																																																																						
全アルカリ (Na o eq)%		0.75 以下																																																																																																						
塩化物イオン%		0.035 以下																																																																																																						
品 質		規 格																																																																																																						
比 表 面 積	cm ² /g	2,500 以上																																																																																																						
	h																																																																																																							
凝 結	始 発	1 以上																																																																																																						
	終 結	10 以下																																																																																																						
安定性	バット法	良																																																																																																						
	ルシャチエ法																																																																																																							
圧 縮 強 さ	mm	10 以下																																																																																																						
	3 d	12.5 以上																																																																																																						
	7 d	22.5 以上																																																																																																						
	28d	42.5 以上																																																																																																						
水 和 熱	7 d	測定値を報告する																																																																																																						
	28d	測定値を報告する																																																																																																						
酸化マグネシウム%		5.0 以下																																																																																																						
三酸化硫黄%		3.5 以下																																																																																																						
全アルカリ (Na o eq)%		0.75 以下																																																																																																						
塩化物イオン%		0.035 以下																																																																																																						
					[注] 普通ポルトランドセメント（低アルカリ形）については、全アルカリ (Na o eq) の値を0.6%以下とする。						[注] 普通ポルトランドセメント（低アルカリ形）については、全アルカリ (Na o eq) の値を0.6%以下とする。																																																																																													

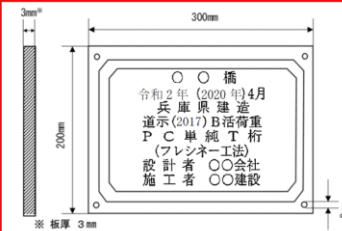
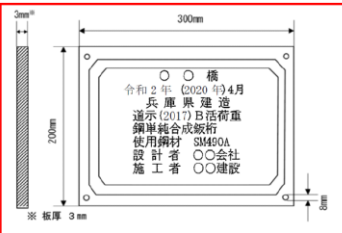
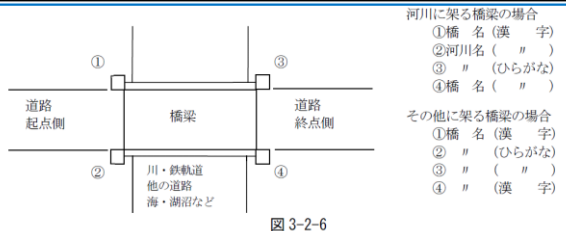
新 旧 对 照 表 (土 木 工 事 共 通 仕 様 書)

[illegible]

新 旧 対 照 表 (土 木 工 事 共 通 仕 様 書)

旧（令和7年10月改定版）						新（令和8年10月改定版）							
編	章	節	条	項	編章節条 (項目見出し)	旧条文	編	章	節	条	項	編章節条 (項目見出し)	新条文
3	2	3	27	1	一般事項	② 上下部の受注者が異なる場合 ① 下部工 厚さ30mmの石造品を標準とし、文字等は彫り込みとする。							
3	2	3	27	1	図3-2-3	〇〇橋 平成29年(2017年)4月 兵庫県建設 道示2012B 活荷重 橋台 RC 扶壁式 PC 杭 橋脚 RC 逆 T・PC 杭 設計者 〇〇会社 施工者 〇〇建設 200mm 300mm 図 3-2-3							
3	2	3	27	1	一般事項	② 上部工 橋銘板は鋳造品を標準とし、文字等は浮き出しとする。 1) 鋼橋の場合							
3	2	3	27	1	図3-2-4	〇〇橋 平成29年(2017年)4月 兵庫県建設 道示2012B 活荷重 鋼単純合成版桁 使用鋼材 SM490A 設計者 〇〇会社 施工者 〇〇建設 200mm 300mm 13mm 図 3-2-4 (注)使用する主たる鋼材の材質 (SM520、SM490、SM400、SS400 等) を型式の下に記載する。							
3	2	3	27	1	一般事項	2) コンクリート橋の場合							
3	2	3	27	1	図3-2-5	〇〇橋 平成29年(2017年)4月 兵庫県建設 道示2012B 活荷重 P C 単 純 桁 (フレシネー工法) 設計者 〇〇会社 施工者 〇〇建設 200mm 300mm 13mm 図 3-2-5 (注)RC 橋の時鉄筋の材質（SD345）、 PC 橋の時は定着工法（フレシネー 工法など）を記載する。							
							3	2	3	27	1	一般事項	受注者は、橋歴板に用いる材質は表面に透明の高耐候性フィルムにより被覆したアルミニウム板（JIS H 4000 A 5052 P）を標準とする。また、橋歴板に用いる色は黒地に金色とすることとし、縁についても同様に金色とする。なお、寸法及び記載事項は、図3-2-2、図3-2-3によらなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難しい場合は監督員と協議しなければならない。

新 旧 对 照 表 (土 木 工 事 共 通 仕 様 書)

旧（令和7年10月改定版）					新（令和8年10月改定版）				
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項
編章節条 (項目見出し)					編章節条 (項目見出し)				
旧条文					新条文				
					3	2	3	27	1
					一般事項 図3-2-2				
					 (注) RC橋のとき鉄筋の材質(SD345等)、PC橋のときは定着工法(フレンシー工法など)を型式の下に記す。 図3-2-2				
					一般事項 図3-2-3				
					 (注) 使用する主たる鋼材の材質(SM520, SM490, SM400, SS400など)を型式の下に記す。 図3-2-3				
3	2	3	27	1	一般事項				
					(3) 受注者は、橋銘板に記載する年月は、橋梁の完了年月を記入しなければならない。				
3	2	3	27	2	橋銘板				
					橋梁の橋銘板は設計図書に定める材料及び寸法により作成し、図3-2-6のとおり配置するものとする。				
3	2	3	27	3	橋歴板記載事項				
					 図3-2-6				
3	2	3	33	17	記録				
					(2) 受注者は、最終塗装の完了後、橋体起点側（左）または終点側（右）の外桁腹板に、ペイントまたは耐候性に優れたフィルム状の粘着シートにより図3-2-7のとおり記録しなければならない。				
3	2	3	33	17	図3-2-7				
3	2	4	5	19	泥水処理				
					塗装記録表の仕様 受注者は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係る環境基準（環境省告示）、環境保全と創造に関する条例（兵庫県）に従い、適切に処理を行わなければならない。				
3	2	5	1	5	図3-2-8				
					谷積				
3	2	5	3	8	図3-2-9				
					コンクリートブロック工				
3	2	7	4	6	配合試験				
					受注者は、安定材の配合について施工前に配合試験を行う場合は、安定処理土の静的締固めによる供試体作製方法または、安定処理土の締固めをしない供試体作製方法（地盤工学会）の各基準のいずれかにより供試体を作製し、JIS A 1216（土の一軸圧縮試験方法）の規準により試験を行わなければならない。				
3	2	7	9	10	施工管理等				
					受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係わる施工管理等について」（平成2年9月18日建設省大臣官房技術調査室長通達）の規定による。 なお、受注者は、注入の効果の確認が判定できる資料を作成し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。				
3	2	7	9	10	施工管理等				
					受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係わる施工管理等について」（平成2年9月18日建設省技術開発第188号）の規定による。 なお、受注者は、注入の効果の確認が判定できる資料を作成し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。				

新 旧 対 照 表 （ 土 木 工 事 共 通 仕 様 書 ）

旧（令和7年10月改定版）					新（令和8年10月改定版）																																			
編 章 節 条 項	編章節条 (項目見出し)	旧条文			編 章 節 条 項	編章節条 (項目見出し)	新条文																																	
3 2 9 14 1	骨材再生工の施工	骨材再生工の施工については、設計図書に明示した場合を除き、第1編1-1-1- 20 建設副産物の規定による。			3 2 9 14 1	骨材再生工の施工	骨材再生工の施工については、設計図書に明示した場合を除き、第1編1-1-1- 21 建設副産物の規定による。																																	
3 2 9 15 1	工事現場発生品の規定	工事の施工に伴い生じた工事現場発生品については、第1編1-1-1- 19 工事現場発生品の規定による。			3 2 9 15 1	工事現場発生品の規定	工事の施工に伴い生じた工事現場発生品については、第1編1-1-1- 20 工事現場発生品の規定による。																																	
3 2 9 15 2	建設副産物の規定	工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第1編1-1-1- 20 建設副産物の規定による。			3 2 9 15 2	建設副産物の規定	工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第1編1-1-1- 21 建設副産物の規定による。																																	
3 2 11 2 2	軽量材の損傷防止	受注者は、発 砲 スチロール等の軽量材の運搬を行うにあたり損傷を生じないようにしなければならない。仮置き時にあたっては飛散防止に努めるとともに、火気、油脂類を避け防火管理体制を整えなければならない。また、長期にわたり紫外線を受ける場合はシート等で被覆しなければならない。			3 2 11 2 2	軽量材の損傷防止	受注者は、発 泡 スチロール等の軽量材の運搬を行うにあたり損傷を生じないようにしなければならない。仮置き時にあたっては飛散防止に努めるとともに、火気、油脂類を避け防火管理体制を整えなければならない。また、長期にわたり紫外線を受ける場合はシート等で被覆しなければならない。																																	
3 2 12 2 3	溶接材料	(2) SM490、SM490Y、SM520、SBHS400、SM570及びSBHS500 及び SBHS700を溶接する場合			3 2 12 2 3	溶接材料	(2) SM490、SM490Y、SM520、SBHS400、SM570、SBHS500 及び SBHS700を溶接する場合																																	
3 2 12 2 4	表3-2-45	<table><tr><th colspan="4">表 3-2-45 溶接棒乾燥の温度と時間</th></tr><tr><th>溶接棒の種類</th><th>溶接棒の状態</th><th>乾燥温度</th><th>乾燥時間</th></tr><tr><td rowspan="2">軟鋼用被覆 アーク溶接棒</td><td>乾燥（開封）後 1 2 時間 以上経過した時若しくは 溶接棒が吸湿したおそれ がある時</td><td>100～150℃</td><td>1 時間以上</td></tr><tr><td>乾燥（開封）後 4 時間以上 経過した時若しくは溶 接棒が吸湿したおそれ がある時</td><td>300～400℃</td><td>1 時間以上</td></tr></table>			表 3-2-45 溶接棒乾燥の温度と時間				溶接棒の種類	溶接棒の状態	乾燥温度	乾燥時間	軟鋼用被覆 アーク溶接棒	乾燥（開封）後 1 2 時間 以上経過した時若しくは 溶接棒が吸湿したおそれ がある時	100～150℃	1 時間以上	乾燥（開封）後 4 時間以上 経過した時若しくは溶 接棒が吸湿したおそれ がある時	300～400℃	1 時間以上	3 2 12 2 4	表3-2-45	<table><tr><th colspan="4">表 3-2-45 溶接棒乾燥の温度と時間</th></tr><tr><th>溶接棒の種類</th><th>溶接棒の状態</th><th>乾燥温度</th><th>乾燥時間</th></tr><tr><td rowspan="2">軟鋼用被覆 アーク溶接棒</td><td>乾燥（開封）後 8 時間以上 経過した時若しくは溶接棒 が吸湿したおそれがある時</td><td>70～100℃</td><td>30～60 分</td></tr><tr><td>乾燥（開封）後 4 時間以上経 過した時若しくは溶接棒が 吸湿したおそれがある時</td><td>300～400℃ 350～400℃</td><td>30～60 分 60 分以上</td></tr></table>			表 3-2-45 溶接棒乾燥の温度と時間				溶接棒の種類	溶接棒の状態	乾燥温度	乾燥時間	軟鋼用被覆 アーク溶接棒	乾燥（開封）後 8 時間以上 経過した時若しくは溶接棒 が吸湿したおそれがある時	70～100℃	30～60 分	乾燥（開封）後 4 時間以上経 過した時若しくは溶接棒が 吸湿したおそれがある時	300～400℃ 350～400℃	30～60 分 60 分以上	
表 3-2-45 溶接棒乾燥の温度と時間																																								
溶接棒の種類	溶接棒の状態	乾燥温度	乾燥時間																																					
軟鋼用被覆 アーク溶接棒	乾燥（開封）後 1 2 時間 以上経過した時若しくは 溶接棒が吸湿したおそれ がある時	100～150℃	1 時間以上																																					
	乾燥（開封）後 4 時間以上 経過した時若しくは溶 接棒が吸湿したおそれ がある時	300～400℃	1 時間以上																																					
表 3-2-45 溶接棒乾燥の温度と時間																																								
溶接棒の種類	溶接棒の状態	乾燥温度	乾燥時間																																					
軟鋼用被覆 アーク溶接棒	乾燥（開封）後 8 時間以上 経過した時若しくは溶接棒 が吸湿したおそれがある時	70～100℃	30～60 分																																					
	乾燥（開封）後 4 時間以上経 過した時若しくは溶接棒が 吸湿したおそれがある時	300～400℃ 350～400℃	30～60 分 60 分以上																																					
3 2 12 2 5	表3-2-46	<table><tr><th colspan="3">表 3-2-46 フラックスの乾燥の温度と時間</th></tr><tr><th>フラックスの種類</th><th>乾燥温度</th><th>乾燥時間</th></tr><tr><td>溶 融 フ ラ ッ ク ス</td><td>150～200℃</td><td>1 時間以上</td></tr><tr><td>ボンドフラックス</td><td>200～250℃</td><td>1 時間以上</td></tr></table>			表 3-2-46 フラックスの乾燥の温度と時間			フラックスの種類	乾燥温度	乾燥時間	溶 融 フ ラ ッ ク ス	150～200℃	1 時間以上	ボンドフラックス	200～250℃	1 時間以上	3 2 12 2 5	表3-2-46	<table><tr><th colspan="4">表 3-2-46 フラックスの乾燥の温度と時間</th></tr><tr><th colspan="2">フラックスの種類</th><th>乾燥温度</th><th>乾燥時間</th></tr><tr><td rowspan="2">溶 融 フ ラ ッ ク ス</td><td>ガラス状</td><td>150～350℃</td><td>60 分以上</td></tr><tr><td>軽石状</td><td>200～250℃</td><td>60 分以上</td></tr><tr><td colspan="2">ボンドフラックス</td><td>200～350℃</td><td>60 分以上</td></tr></table>			表 3-2-46 フラックスの乾燥の温度と時間				フラックスの種類		乾燥温度	乾燥時間	溶 融 フ ラ ッ ク ス	ガラス状	150～350℃	60 分以上	軽石状	200～250℃	60 分以上	ボンドフラックス		200～350℃	60 分以上
表 3-2-46 フラックスの乾燥の温度と時間																																								
フラックスの種類	乾燥温度	乾燥時間																																						
溶 融 フ ラ ッ ク ス	150～200℃	1 時間以上																																						
ボンドフラックス	200～250℃	1 時間以上																																						
表 3-2-46 フラックスの乾燥の温度と時間																																								
フラックスの種類		乾燥温度	乾燥時間																																					
溶 融 フ ラ ッ ク ス	ガラス状	150～350℃	60 分以上																																					
	軽石状	200～250℃	60 分以上																																					
ボンドフラックス		200～350℃	60 分以上																																					
3 2 12 3 1	製作加工 (2) 工作	⑥ 受注者は、孔あけにあたって、設計図書に示す径にドリルまたはドリルとリーマ通しの併用により行わなければならない。ただし、二次部材（ 通示による ）で板厚16mm以下の材料は、押抜きにより行うことができる。また、仮組立時以前に主要部材に設計図書に示す径を孔あけする場合は、NC穿孔機または型板を使用するものとする。なお、孔あけによって孔の周辺に生じたまくれは削り取るものとする。			3 2 12 3 1	製作加工 (2) 工作	⑥ 受注者は、孔あけにあたって、設計図書に示す径にドリルまたはドリルとリーマ通しの併用により行わなければならない。また、仮組立時以前に主要部材に設計図書に示す径を孔あけする場合は、NC穿孔機または型板を使用するものとする。なお、孔あけによって孔の周辺に生じたまくれは削り取るものとする。																																	
3 2 12 3 1	製作加工 (2) 工作	⑦ 受注者は、 主要部材において 冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の15倍以上にしなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。ただし、JIS Z 2242（金属材料のシャルピー衝撃試験方法）に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表3-2-48に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が0.006 %を超えない材料については、内側半径を板厚の7倍以上または5倍以上とすることができる。			3 2 12 3 1	製作加工 (2) 工作	⑦ 受注者は、冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の15倍以上にしなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。ただし、JIS Z 2242：2023（金属材料のシャルピー衝撃試験方法）に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表3-2-48に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が0.006 %を超えない材料については、内側半径を板厚の7倍以上または5倍以上とすることができる。																																	
3 2 12 3 1	製作加工 (4) 溶接施工試験				3 2 12 3 1	製作加工 (4) 溶接施工試験	1) SBHS700 及び SBHS700Wにおいて、1パスの入熱量が5,000J/mmを超える場合																																	
3 2 12 3 1	製作加工 (4) 溶接施工試験	1) SM570、SMA570W、SM520及びSMA490Wにおいて、1パスの入熱量が7,000J/mmを超える場合			3 2 12 3 1	製作加工 (4) 溶接施工試験	2) SM570、SMA570W、SM520及びSMA490Wにおいて、1パスの入熱量が7,000J/mmを超える場合																																	
3 2 12 3 1	製作加工 (4) 溶接施工試験	2) SBHS500、SBHS500W、SBHS400、SBHS400W、SM490Y及びSM490Iにおいて、1パスの入熱量が10,000J/mmを超える場合。			3 2 12 3 1	製作加工 (4) 溶接施工試験	3) SBHS500、SBHS500W、SBHS400、SBHS400W、SM490Y及びSM490Iにおいて、1パスの入熱量が10,000J/mmを超える場合。																																	
3 2 12 3 1	製作加工 (4) 溶接施工試験	3) 被覆アーク溶接法（手溶接のみ）、ガスシールドアーク溶接法（CO2ガスまたはArとCO2の混合ガス）、サブマージアーク溶接法以外の溶接を行う場合			3 2 12 3 1	製作加工 (4) 溶接施工試験	4) 被覆アーク溶接法（手溶接のみ）、ガスシールドアーク溶接法（CO2ガスまたはArとCO2の混合ガス）、サブマージアーク溶接法以外の溶接を行う場合																																	
3 2 12 3 1	製作加工 (4) 溶接施工試験	4) 鋼橋製作の実績がない場合			3 2 12 3 1	製作加工 (4) 溶接施工試験	5) 鋼橋製作の実績がない場合																																	
3 2 12 3 1	製作加工 (4) 溶接施工試験	5) 使用実績のないところから材料供給を受ける場合			3 2 12 3 1	製作加工 (4) 溶接施工試験	6) 使用実績のないところから材料供給を受ける場合																																	
3 2 12 3 1	製作加工 (4) 溶接施工試験	6) 採用する溶接方法の施工実績がない場合			3 2 12 3 1	製作加工 (4) 溶接施工試験	7) 採用する溶接方法の施工実績がない場合																																	

新 旧 対 照 表 (土 木 工 事 共 通 仕 様 書)

旧 (令和7年10月改定版)					新 (令和8年10月改定版)																																																																																																																																																																																																																			
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項																																																																																																																																																																																																																			
編章節条 (項目見出し)					新条文																																																																																																																																																																																																																			
3	2	12	3	1	3	2	12	3	1																																																																																																																																																																																																															
製作加工 (8) 予熱					製作加工 (8) 予熱																																																																																																																																																																																																																			
<table><tr><th colspan="6">表 3-2-49 予熱温度の標準</th></tr><tr><th rowspan="2">鋼 種</th><th rowspan="2">溶 接 方 法</th><th colspan="4">予 熱 温 度 (℃)</th></tr><tr><th colspan="4">板 厚 区 分 (mm)</th></tr><tr><td></td><td></td><td>25 以下</td><td>25 を 超 え 40 以下</td><td>40 を 超 え 50 以下</td><td>50 を 超 え 100 以下</td></tr><tr><td rowspan="3">SM400</td><td>低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接</td><td>予熱なし</td><td>50</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>50</td><td>50</td></tr><tr><td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td></tr><tr><td rowspan="2">SMA 400W</td><td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>50</td><td>50</td></tr><tr><td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td></tr><tr><td rowspan="2">SM490 SM490Y</td><td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td><td>予熱なし</td><td>50</td><td>80</td><td>80</td></tr><tr><td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>50</td><td>50</td></tr><tr><td rowspan="2">SM520 SM570</td><td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td><td>予熱なし</td><td>80</td><td>80</td><td>100</td></tr><tr><td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td><td>予熱なし</td><td>50</td><td>50</td><td>80</td></tr><tr><td rowspan="2">SMA 490W SMA 570W</td><td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td><td>予熱なし</td><td>80</td><td>80</td><td>100</td></tr><tr><td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td><td>予熱なし</td><td>50</td><td>50</td><td>80</td></tr><tr><td rowspan="3">SBHS400 SBHS400W SBHS500 SBHS500W</td><td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td></tr><tr><td>ガスシールドアーク溶接</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td></tr><tr><td>サブマージアーク溶接</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td></tr></table> 〔注〕「予熱なし」については、気温（室内の場合は室温）が 5℃ 以下の場合は、20℃ 程度に加熱する。					表 3-2-49 予熱温度の標準						鋼 種	溶 接 方 法	予 熱 温 度 (℃)				板 厚 区 分 (mm)						25 以下	25 を 超 え 40 以下	40 を 超 え 50 以下	50 を 超 え 100 以下	SM400	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	—	—	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	SMA 400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	SM490 SM490Y	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	SM520 SM570	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80	SMA 490W SMA 570W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80	SBHS400 SBHS400W SBHS500 SBHS500W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	サブマージアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	<table><tr><th colspan="6">表 3-2-49 予熱温度の標準</th></tr><tr><th rowspan="2">鋼 種</th><th rowspan="2">溶 接 方 法</th><th colspan="4">予 熱 温 度 (℃)</th></tr><tr><th colspan="4">板 厚 区 分 (mm)</th></tr><tr><td></td><td></td><td>25 以下</td><td>25 を 超 え 40 以下</td><td>40 を 超 え 50 以下</td><td>50 を 超 え 100 以下</td></tr><tr><td rowspan="3">SM400</td><td>低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接</td><td>予熱なし</td><td>50</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>50</td><td>50</td></tr><tr><td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td></tr><tr><td rowspan="2">SMA 400W</td><td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>50</td><td>50</td></tr><tr><td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td></tr><tr><td rowspan="2">SM490 SM490Y</td><td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td><td>予熱なし</td><td>50</td><td>80</td><td>80</td></tr><tr><td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>50</td><td>50</td></tr><tr><td rowspan="2">SM520 SM570</td><td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td><td>予熱なし</td><td>80</td><td>80</td><td>100</td></tr><tr><td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td><td>予熱なし</td><td>50</td><td>50</td><td>80</td></tr><tr><td rowspan="2">SMA 490W SMA 570W</td><td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td><td>予熱なし</td><td>80</td><td>80</td><td>100</td></tr><tr><td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td><td>予熱なし</td><td>50</td><td>50</td><td>80</td></tr><tr><td rowspan="3">SBHS400 SBHS400W SBHS500 SBHS500W</td><td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td></tr><tr><td>ガスシールドアーク溶接</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td></tr><tr><td>サブマージアーク溶接</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td></tr><tr><td rowspan="2">SBHS700 SBHS700W</td><td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td><td>50</td><td>50</td><td>50</td><td>50</td></tr><tr><td>ガスシールドアーク溶接 サブマージアーク溶接</td><td>50</td><td>50</td><td>50</td><td>50</td></tr></table> 〔注〕「予熱なし」については、気温（室内の場合は室温）が 5℃ 以下の場合は、20℃ 程度に加熱する。					表 3-2-49 予熱温度の標準						鋼 種	溶 接 方 法	予 熱 温 度 (℃)				板 厚 区 分 (mm)						25 以下	25 を 超 え 40 以下	40 を 超 え 50 以下	50 を 超 え 100 以下	SM400	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	—	—	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	SMA 400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	SM490 SM490Y	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	SM520 SM570	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80	SMA 490W SMA 570W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80	SBHS400 SBHS400W SBHS500 SBHS500W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	サブマージアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	SBHS700 SBHS700W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	50	50	50	50	ガスシールドアーク溶接 サブマージアーク溶接	50	50	50	50
表 3-2-49 予熱温度の標準																																																																																																																																																																																																																								
鋼 種	溶 接 方 法	予 熱 温 度 (℃)																																																																																																																																																																																																																						
		板 厚 区 分 (mm)																																																																																																																																																																																																																						
		25 以下	25 を 超 え 40 以下	40 を 超 え 50 以下	50 を 超 え 100 以下																																																																																																																																																																																																																			
SM400	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	—	—																																																																																																																																																																																																																			
	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50																																																																																																																																																																																																																			
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																																																																			
SMA 400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50																																																																																																																																																																																																																			
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																																																																			
SM490 SM490Y	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80																																																																																																																																																																																																																			
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50																																																																																																																																																																																																																			
SM520 SM570	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100																																																																																																																																																																																																																			
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80																																																																																																																																																																																																																			
SMA 490W SMA 570W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100																																																																																																																																																																																																																			
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80																																																																																																																																																																																																																			
SBHS400 SBHS400W SBHS500 SBHS500W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																																																																			
	ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																																																																			
	サブマージアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																																																																			
表 3-2-49 予熱温度の標準																																																																																																																																																																																																																								
鋼 種	溶 接 方 法	予 熱 温 度 (℃)																																																																																																																																																																																																																						
		板 厚 区 分 (mm)																																																																																																																																																																																																																						
		25 以下	25 を 超 え 40 以下	40 を 超 え 50 以下	50 を 超 え 100 以下																																																																																																																																																																																																																			
SM400	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	—	—																																																																																																																																																																																																																			
	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50																																																																																																																																																																																																																			
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																																																																			
SMA 400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50																																																																																																																																																																																																																			
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																																																																			
SM490 SM490Y	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80																																																																																																																																																																																																																			
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50																																																																																																																																																																																																																			
SM520 SM570	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100																																																																																																																																																																																																																			
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80																																																																																																																																																																																																																			
SMA 490W SMA 570W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100																																																																																																																																																																																																																			
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80																																																																																																																																																																																																																			
SBHS400 SBHS400W SBHS500 SBHS500W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																																																																			
	ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																																																																			
	サブマージアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																																																																			
SBHS700 SBHS700W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	50	50	50	50																																																																																																																																																																																																																			
	ガスシールドアーク溶接 サブマージアーク溶接	50	50	50	50																																																																																																																																																																																																																			
3	2	12	3	1	3	2	12	3	1																																																																																																																																																																																																															
製作加工 (8) 予熱					製作加工 (8) 予熱																																																																																																																																																																																																																			
<table><tr><th colspan="8">表 3-2-50 予熱温度の標準を適用する場合の P_{0.2} の条件 (%)</th></tr><tr><th rowspan="2">鋼 種</th><th rowspan="2">SM400</th><th rowspan="2">SMA400W</th><th rowspan="2">SM490 SM490Y</th><th rowspan="2">SM520 SM570</th><th rowspan="2">SMA490W SMA570W</th><th rowspan="2">SBHS400 SBHS400W</th><th rowspan="2">SBHS500 SBHS500W</th></tr><tr></tr><tr><td>鋼材の板厚 (mm)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>25 以下</td><td>0.24 以下</td><td>0.24 以下</td><td>0.26 以下</td><td>0.26 以下</td><td>0.26 以下</td><td>0.22 以下</td><td>0.20 以下</td></tr><tr><td>25 を 超 え 50 以下</td><td>0.24 以下</td><td>0.24 以下</td><td>0.26 以下</td><td>0.27 以下</td><td>0.27 以下</td><td>0.22 以下</td><td>0.20 以下</td></tr><tr><td>50 を 超 え 100 以下</td><td>0.24 以下</td><td>0.24 以下</td><td>0.27 以下</td><td>0.29 以下</td><td>0.29 以下</td><td>0.22 以下</td><td>0.20 以下</td></tr></table>					表 3-2-50 予熱温度の標準を適用する場合の P _{0.2} の条件 (%)								鋼 種	SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W	SBHS400 SBHS400W	SBHS500 SBHS500W	鋼材の板厚 (mm)								25 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.26 以下	0.26 以下	0.26 以下	0.22 以下	0.20 以下	25 を 超 え 50 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.26 以下	0.27 以下	0.27 以下	0.22 以下	0.20 以下	50 を 超 え 100 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.27 以下	0.29 以下	0.29 以下	0.22 以下	0.20 以下	<table><tr><th colspan="8">表 3-2-50 予熱温度の標準を適用する場合の P_{0.2} の条件 (%)</th></tr><tr><th rowspan="2">鋼 種</th><th rowspan="2">SM400</th><th rowspan="2">SM490 SM490Y</th><th rowspan="2">SM520 SM570</th><th rowspan="2">SMA490W SMA570W</th><th rowspan="2">SBHS400 SBHS400W</th><th rowspan="2">SBHS500 SBHS500W</th><th rowspan="2">SBHS700 SBHS700W</th></tr><tr></tr><tr><td>鋼材の板厚 (mm)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>25 以下</td><td rowspan="3">0.24 以下</td><td rowspan="3">0.26 以下</td><td rowspan="3">0.26 以下</td><td rowspan="3">0.27 以下</td><td rowspan="3">0.27 以下</td><td rowspan="3">0.22 以下</td><td rowspan="3">0.20 以下</td></tr><tr><td>25 を 超 え 50 以下</td></tr><tr><td>50 を 超 え 75 以下</td></tr><tr><td>75 を 超 え 100 以下</td><td>0.27 以下</td><td>0.29 以下</td><td>0.29 以下</td><td>—</td></tr></table>					表 3-2-50 予熱温度の標準を適用する場合の P _{0.2} の条件 (%)								鋼 種	SM400	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W	SBHS400 SBHS400W	SBHS500 SBHS500W	SBHS700 SBHS700W	鋼材の板厚 (mm)								25 以下	0.24 以下	0.26 以下	0.26 以下	0.27 以下	0.27 以下	0.22 以下	0.20 以下	25 を 超 え 50 以下	50 を 超 え 75 以下	75 を 超 え 100 以下	0.27 以下	0.29 以下	0.29 以下	—																																																																																																																								
表 3-2-50 予熱温度の標準を適用する場合の P _{0.2} の条件 (%)																																																																																																																																																																																																																								
鋼 種	SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W	SBHS400 SBHS400W	SBHS500 SBHS500W																																																																																																																																																																																																																	
鋼材の板厚 (mm)																																																																																																																																																																																																																								
25 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.26 以下	0.26 以下	0.26 以下	0.22 以下	0.20 以下																																																																																																																																																																																																																	
25 を 超 え 50 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.26 以下	0.27 以下	0.27 以下	0.22 以下	0.20 以下																																																																																																																																																																																																																	
50 を 超 え 100 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.27 以下	0.29 以下	0.29 以下	0.22 以下	0.20 以下																																																																																																																																																																																																																	
表 3-2-50 予熱温度の標準を適用する場合の P _{0.2} の条件 (%)																																																																																																																																																																																																																								
鋼 種	SM400	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W	SBHS400 SBHS400W	SBHS500 SBHS500W	SBHS700 SBHS700W																																																																																																																																																																																																																	
鋼材の板厚 (mm)																																																																																																																																																																																																																								
25 以下	0.24 以下	0.26 以下	0.26 以下	0.27 以下	0.27 以下	0.22 以下	0.20 以下																																																																																																																																																																																																																	
25 を 超 え 50 以下																																																																																																																																																																																																																								
50 を 超 え 75 以下																																																																																																																																																																																																																								
75 を 超 え 100 以下	0.27 以下	0.29 以下	0.29 以下	—																																																																																																																																																																																																																				
3	2	12	3	1	3	2	12	3	1																																																																																																																																																																																																															
製作加工 (11) 溶接の検査					製作加工 (11) 溶接の検査																																																																																																																																																																																																																			
<table><tr><th colspan="4">表 3-2-53 現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率</th></tr><tr><th rowspan="2">部 材</th><th colspan="2">放射線透過試験</th><th colspan="2">超音波探傷試験</th></tr><tr><th colspan="2">撮影箇所</th><th colspan="2">検査長さ</th></tr><tr><td>鋼製橋脚のはり及び柱</td><td colspan="2" rowspan="2">継手全長を原則とする</td><td colspan="2" rowspan="2">継手全長を原則とする</td></tr><tr><td>主桁のフランジ(鋼床版を除く)及び腹板</td></tr><tr><td>鋼床版のデッキプレート</td><td colspan="2">継手の始末端で連続して 各 50cm (2 枚)、中間部で 1 m につき 1 箇所 (1 枚) 及びワイヤ継ぎ部で 1 箇所 (1 枚) を原則とする。</td><td colspan="2">継手全長を原則とする</td></tr></table>					表 3-2-53 現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率				部 材	放射線透過試験		超音波探傷試験		撮影箇所		検査長さ		鋼製橋脚のはり及び柱	継手全長を原則とする		継手全長を原則とする		主桁のフランジ(鋼床版を除く)及び腹板	鋼床版のデッキプレート	継手の始末端で連続して 各 50cm (2 枚)、中間部で 1 m につき 1 箇所 (1 枚) 及びワイヤ継ぎ部で 1 箇所 (1 枚) を原則とする。		継手全長を原則とする		<table><tr><th colspan="4">表 3-2-53 現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率</th></tr><tr><th rowspan="2">部 材</th><th colspan="2">放射線透過試験</th><th colspan="2">超音波探傷試験</th></tr><tr><th colspan="2">撮影箇所</th><th colspan="2">検査長さ</th></tr><tr><td>鋼製の橋脚躯体部のはり及び柱</td><td colspan="2" rowspan="2">継手全長を原則とする</td><td colspan="2" rowspan="2">継手全長を原則とする</td></tr><tr><td>主桁のフランジ(鋼床版を除く)及び腹板</td></tr><tr><td>鋼床版のデッキプレート</td><td colspan="2">継手の始末端で連続して 各 50cm (2 枚)、中間部で 1 m につき 1 箇所 (1 枚) 及びワイヤ継ぎ部で 1 箇所 (1 枚) を原則とする。</td><td colspan="2">継手全長を原則とする</td></tr></table>					表 3-2-53 現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率				部 材	放射線透過試験		超音波探傷試験		撮影箇所		検査長さ		鋼製の橋脚躯体部のはり及び柱	継手全長を原則とする		継手全長を原則とする		主桁のフランジ(鋼床版を除く)及び腹板	鋼床版のデッキプレート	継手の始末端で連続して 各 50cm (2 枚)、中間部で 1 m につき 1 箇所 (1 枚) 及びワイヤ継ぎ部で 1 箇所 (1 枚) を原則とする。		継手全長を原則とする																																																																																																																																																																
表 3-2-53 現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率																																																																																																																																																																																																																								
部 材	放射線透過試験		超音波探傷試験																																																																																																																																																																																																																					
	撮影箇所		検査長さ																																																																																																																																																																																																																					
鋼製橋脚のはり及び柱	継手全長を原則とする		継手全長を原則とする																																																																																																																																																																																																																					
主桁のフランジ(鋼床版を除く)及び腹板																																																																																																																																																																																																																								
鋼床版のデッキプレート	継手の始末端で連続して 各 50cm (2 枚)、中間部で 1 m につき 1 箇所 (1 枚) 及びワイヤ継ぎ部で 1 箇所 (1 枚) を原則とする。		継手全長を原則とする																																																																																																																																																																																																																					
表 3-2-53 現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率																																																																																																																																																																																																																								
部 材	放射線透過試験		超音波探傷試験																																																																																																																																																																																																																					
	撮影箇所		検査長さ																																																																																																																																																																																																																					
鋼製の橋脚躯体部のはり及び柱	継手全長を原則とする		継手全長を原則とする																																																																																																																																																																																																																					
主桁のフランジ(鋼床版を除く)及び腹板																																																																																																																																																																																																																								
鋼床版のデッキプレート	継手の始末端で連続して 各 50cm (2 枚)、中間部で 1 m につき 1 箇所 (1 枚) 及びワイヤ継ぎ部で 1 箇所 (1 枚) を原則とする。		継手全長を原則とする																																																																																																																																																																																																																					
3	2	12	3	1	3	2	12	3	1																																																																																																																																																																																																															
製作加工 (13) ひずみとり					製作加工 (13) ひずみとり																																																																																																																																																																																																																			
受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレス、ガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。ガス炎加熱法によって矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表3-2-55によるものとする。					受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレス、ガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。ただし、SBHS700及びSBHS700Wのプレス矯正については、施工条件を確認する必要がある。ガス炎加熱法によって矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表3-2-55によるものとする。																																																																																																																																																																																																																			

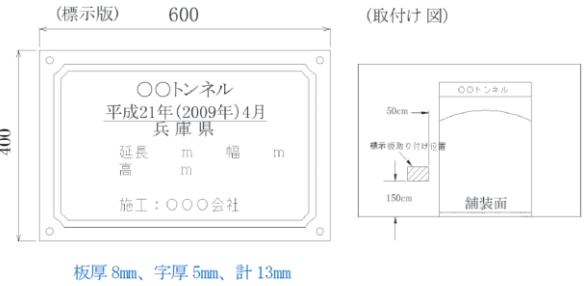
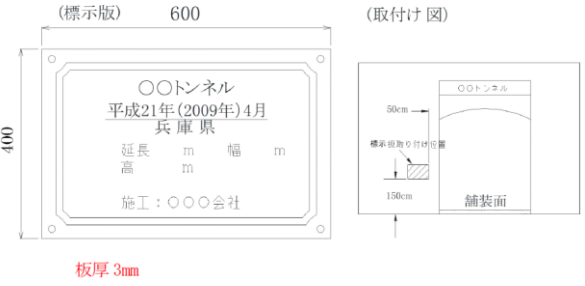
新 旧 対 照 表 （ 土 木 工 事 共 通 仕 様 書 ）

旧（令和7年10月改定版）						新（令和8年10月改定版）													
編	章	節	条	項	編章節条 （項目見出し）	旧条文	編	章	節	条	項	編章節条 （項目見出し）	新条文						
3	2	12	3	2	ボルトナット	ただし、摩擦接合で以下のような場合のうち、施工上やむを得ない場合は、呼び径+4.5mm までの拡大孔をあけてよいものとする。 なお、この場合は、設計の断面控除（拡大孔の径 +0.5mm）として改めて継手の安全性を照査するものとする。	3	2	12	3	2	ボルトナット	ただし、摩擦接合で以下のような場合のうち、施工上やむを得ない場合は、呼び径+4.5mm までの拡大孔をあけてよいものとする。 なお、この場合は、設計の断面控除（拡大孔の径 +0.5mm）として改めて継手の耐荷性能を評価するものとする。						
3	2	12	3	2	ボルトナット	① 仮組立て時リーミングが難しい場合 1) 箱型断面部材の縦リブ継手 2) 鋼床版橋の縦リブ継手	3	2	12	3	2	ボルトナット	① 仮組立てで工場製作時のリーミングが難しい場合 1) 箱型断面部材の縦リブ継手 2) 鋼床版橋の縦リブ継手						
3	2	14	2	6	図3-2-10	耳芝	3	2	14	2	6	図3-2-7	耳芝						
3	2	14	2	14	植生基材吹付に用いる植生基材	(2) 受注者は、認定製品の使用にあたっては、要領第7条第1項に基づき県土整備部長が発行した認定証を使用材料確認願、土木工事承諾願に含め監督員に提出し、確認を受けなければならない。	3	2	14	2	14	植生基材吹付に用いる植生基材	(2) 受注者は、認定製品の使用にあたっては、要領第7条第1項に基づき土木部長が発行した認定証を使用材料確認願、土木工事承諾願に含め監督員に提出し、確認を受けなければならない。						
3	2	14	2	14	植生基材吹付に用いる植生基材	(3) 認定製品には、以下に示す兵庫県営浄水場から発生した浄水発生土が使用されているものとし、県営浄水場の浄水発生土販売証明書を使用材料確認願、土木工事承諾願に含め監督員に提出しなければならない。 県営浄水場：多田浄水場（〒666-0126 川西市多田院字蔵殿6-3 猪名川広域水道事務所） 三田浄水場（〒669-1314 三田市西野上字上通り152 北摂広域水道事務所） 神出浄水場（〒651-2313 神戸市西区神出町田井字長原3-1 東播磨利水事務所） 船津浄水場（〒679-2101 姫路市船津町字平田4552-1 姫路利水事務所）	3	2	14	2	14	植生基材吹付に用いる植生基材	(3) 認定製品には、以下に示す兵庫県営浄水場から発生した浄水発生土が使用されているものとし、県営浄水場の浄水発生土販売証明書を使用材料確認願、土木工事承諾願に含め監督員に提出しなければならない。 県営浄水場：多田浄水場（〒666-0126 川西市多田院字蔵殿6-3 広域水道事務所） 三田浄水場（〒669-1314 三田市西野上字上通り152 広域水道事務所） 神出浄水場（〒651-2313 神戸市西区神出町田井字長原3-1 利水事務所） 船津浄水場（〒679-2101 姫路市船津町字平田4552-1 利水事務所）						
3	2	18	2	1	鉄筋コンクリート床版	(4) 受注者は、スぺーサについては、コンクリート製若しくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとしなければならない。 なお、それ以外のスぺーサを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督員と協議しなければならない。スぺーサは、1㎡あたり4個を配置の目安以上とし、組立及びコンクリートの打込中、その形状を保つものとする。	3	2	18	2	1	鉄筋コンクリート床版	(4) 受注者は、スぺーサについては、コンクリート製若しくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとしなければならない。 なお、それ以外のスぺーサを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督員と協議しなければならない。スぺーサは、1㎡あたり4個以上とし、組立及びコンクリートの打込中、その形状を保つものとする。						
3	2	18	2	1	鉄筋コンクリート床版	(11) 受注者は、工事完成時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け（第1編1-1-1-30後片付け）を行わなければならない。	3	2	18	2	1	鉄筋コンクリート床版	(11) 受注者は、工事完成時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け（第1編1-1-1-31後片付け）を行わなければならない。						
6	1	7	2	1	遮水シート	表 6-1-4 正水材の品質規格				6	1	7	2	1	遮水シート	表 6-1-4 正水材の品質規格			
						試験項目	単 位	規格値	試 験 方 法										
						漏水量	(ml/sec) /(1.8㎡)	25 以下	建設省土木研究資料 第 3103 号の小型浸透試験による。										
						引張強さ	N/mm ² (kgf/m)	11.8 以上	日本産業規格(JIS) で規定されている各材料ごとの試験方法による。										
						摩擦係数		0.8 以上	平成4年度建設省告示第1324号 に基づく摩擦試験方法による。										
6	4	2			適用すべき諸基準	日本道路協会 道路標示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	6	4	2			適用すべき諸基準	日本道路協会 道路標示方書・同解説（Ⅰ共通編）（令和7年10月）						
6	4	2			適用すべき諸基準	日本道路協会 道路標示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）□（平成29年11月）	6	4	2			適用すべき諸基準	日本道路協会 道路標示方書・同解説（Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編）（令和7年10月）						
6	4	2			適用すべき諸基準	日本道路協会 道路標示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）	6	4	2			適用すべき諸基準	日本道路協会 道路標示方書・同解説（Ⅲコンクリート部材・コンクリート上部構造編）（令和7年10月）						
6	4	2			適用すべき諸基準	日本道路協会 道路標示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）	6	4	2			適用すべき諸基準	日本道路協会 道路標示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（令和7年10月）						

新 旧 対 照 表 (土 木 工 事 共 通 仕 様 書)

旧（令和7年10月改定版）							新（令和8年10月改定版）						
編	章	節	条	項	編章節条 （項目見出し）	旧条文	編	章	節	条	項	編章節条 （項目見出し）	新条文
6	4	14	10		落橋防止装置工	受注者は、設計図書に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。 既設橋脚等に落橋防止装置を設置する場合は、以下の事項によらなければならない。 (1) 受注者は、工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、落橋防止装置を施工しようとする既設橋脚または橋台等について、形状や鉄筋の位置、添架物等の状況を把握するものとする。 (2) 受注者は、既設橋脚または橋台等の鉄筋位置が鉄筋探査器等により確認されていない場合は、工事着手前に鉄筋探査器等による非破壊試験により既設橋台・橋脚の配筋状況の確認を実施するものとする。 なお、実施にあたっては、事前に監督員と設計図書に関して協議するものとする。 (3) 受注者は、既設鉄筋の位置を確認後、施工図を作成し監督員に提出するものとする。アンカー削孔位置等について設計図に変更が生じる場合は、監督員と設計図書に関して協議するものとする。 (4) 受注者は、アンカー孔の削孔にあたっては、既設橋脚または橋台等の鉄筋及びコンクリートに損傷を与えないように十分に注意して行うものとする。 (5) 受注者は、アンカー孔削孔後の孔内は十分に乾燥し、ほこり等は確実に除去してから、アンカーを定着させなければならない。 (6) 受注者は、削孔時及びアンカー挿入時に何らかの理由により施工が困難となった場合は、監督員と設計図書に関して協議するものとする。 (7) 受注者は、アンカーボルトの材料搬入時に設計図書に示す長さ・径・材質について全数確認するものとする。 (8) 施工管理基準は、以下によるものとする。 ① 受注者は、出来形管理としてアンカーボルト孔の削孔長をアンカーボルトと同径程度の曲がらない定規で全数確認することとし、その規格値は設計値以上とする。 ② 受注者は、アンカー定着後、所定のアンカー定着長が確保されているか確認のための試験を、「超音波パルス反射法によるアンカーボルト長さ測定要領（案）」に基づき超音波探傷器に精通した第三者機関が全数実施し測定結果をその都度記録（プリント出力機能がある探傷器を使用した場合は、プリント出力）するものとし、その規格値は、－20mmまたは-1D（アンカー径）のいずれか小さい値とする。 なお、実施方法については、事前に監督員と設計図書に関して協議するものとする。 (9) 上記(7)～(8)の資料及び実施状況についての写真・ネガフィルム等を整備・保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。 (10) 受注者は、完成検査・既済部分検査及び中間検査において落橋防止装置の検査を受ける場合は、超音波探傷器によりアンカーボルトの定着長を測定出来る準備を行うものとする。 (11) 受注者は、落橋防止装置のアンカーボルト定着後において段階確認を受けなければならない。なお、段階確認時においてアンカーボルト定着長の30％程度以上は超音波探傷器による確認を行うので、あらかじめ準備を行うものとする。	6	4	14	10	落橋防止装置工	受注者は、設計図書に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。	
6	5	1	5		適用規定(3)	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据え付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和6年3月）の規定による。	6	4	2			適用すべき諸基準	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据え付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和7年3月）の規定による。
6	5	2			適用すべき諸基準	日本道路協会 道路標示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	6	4	2			適用すべき諸基準	日本道路協会 道路標示方書・同解説（Ⅰ共通編）（令和7年10月）
6	5	2			適用すべき諸基準	日本道路協会 道路標示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	6	4	2			適用すべき諸基準	日本道路協会 道路標示方書・同解説（Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編）（令和7年10月）
6	5	2			適用すべき諸基準	日本道路協会 道路標示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）	6	4	2			適用すべき諸基準	日本道路協会 道路標示方書・同解説（Ⅲコンクリート部材・コンクリート上部構造編）（令和7年10月）
6	5	2			適用すべき諸基準	日本道路協会 道路標示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）	6	4	2			適用すべき諸基準	日本道路協会 道路標示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（令和7年10月）
7	1	2			適用すべき諸基準	農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について（平成27年2月）	7	1	2			適用すべき諸基準	農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について（令和3年7月）
7	2	2			適用すべき諸基準	農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について（平成27年2月）	7	2	2			適用すべき諸基準	農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について（令和3年7月）
7	3	2			適用すべき諸基準	農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について（平成27年2月）	7	3	2			適用すべき諸基準	農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について（令和3年7月）
8	1	2			適用すべき諸基準	土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）[2023年制定]（2023年10月）	8	1	2			適用すべき諸基準	土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）[2023年制定]（2023年9月）
8	1	2			適用すべき諸基準	日本道路協会 道路標示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	8	1	2			適用すべき諸基準	日本道路協会 道路標示方書・同解説（Ⅰ共通編）（令和7年10月）
8	1	2			適用すべき諸基準	日本道路協会 道路標示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	8	1	2			適用すべき諸基準	日本道路協会 道路標示方書・同解説（Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編）（令和7年10月）

新 旧 対 照 表 (土 木 工 事 共 通 仕 様 書)

旧 (令和7年10月改定版)					新 (令和8年10月改定版)				
編 章 節 条 項	編章節条 (項目見出し)	旧条文			編 章 節 条 項	編章節条 (項目見出し)	新条文		
8 1 8 1 6	コンクリートの打込み	受注者は、コンクリートの打込みを、日平均気温が4℃を超え25℃以下の範囲に予想される時に実施しなければならない。日平均気温の予想がこの範囲にない場合には、第1編第3章第9節 暑中コンクリート、第10節 寒中コンクリートの規定による。 なお、以下の事項に該当する場合はコンクリートの打込みについて、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 (1) コンクリート打設現場の日平均気温が4℃以下になるおそれのある場合。 (2) 打込むコンクリートの温度が25℃以上になるおそれのある場合。 (3) 降雨・降雪の場合。 (4) 強風その他、コンクリート打込みが不適当な状況になった場合。			8 1 8 1 6	コンクリートの打込み	受注者は、コンクリートの打込みを、日平均気温が4℃を超え25℃以下の範囲に予想される時に実施しなければならない。日平均気温の予想がこの範囲にない場合には、第1編第3章第9節 暑中コンクリート、第10節 寒中コンクリートの規定による。 なお、以下の事項に該当する場合はコンクリートの打込みについて、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 (1) 打込むコンクリートの温度が25℃以上になるおそれのある場合。 (2) 降雨・降雪の場合。 (3) 強風その他、コンクリート打込みが不適当な状況になった場合。		
10 1 2	適用すべき諸基準	日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説 (平成29年3月)			10 1 2	適用すべき諸基準	日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説 (令和7年11月)		
10 2 2	適用すべき諸基準	日本道路協会 アスファルト混合所便覧 (平成8年度版) (平成8年10月)			10 2 2	適用すべき諸基準	日本道路協会 アスファルト混合所便覧 (平成8年10月)		
10 2 9 2 4	補強材の取付	受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は(一社)軽金属溶接協会規格LWSF7903-1979「スポット溶接作業標準(アルミニウム及びアルミニウム合金)」(一社)日本溶接協会規格WES7302と同一規格)を参考に行うことが望ましい。			10 2 9 2 4	補強材の取付	受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は(一社)軽金属溶接協会規格LWS P7903-2023「スポット溶接作業標準(アルミニウム及びアルミニウム合金)」(一社)日本溶接協会規格WES7302と同一規格)を参考に行うことが望ましい。		
10 2 4 1 2	適用規定	受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)の規定に基づき試験を実施する。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。			10 2 4 1 2	適用規定	受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成31年3月)の規定に基づき試験を実施する。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。		
10 3 2	適用すべき諸基準	日本道路協会 道路標示方書・同解説 (I 共通編) (平成29年11月)			10 3 2	適用すべき諸基準	日本道路協会 道路標示方書・同解説 (I 共通編) (令和7年10月)		
10 3 2	適用すべき諸基準	日本道路協会 道路標示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編) (平成29年11月)			10 3 2	適用すべき諸基準	日本道路協会 道路標示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼上部構造編) (令和7年10月)		
10 3 2	適用すべき諸基準	日本道路協会 道路標示方書・同解説 (IV 下部構造編) (平成29年11月)			10 3 2	適用すべき諸基準	日本道路協会 道路標示方書・同解説 (IV 下部構造編) (令和7年10月)		
10 3 2	適用すべき諸基準	日本道路協会 道路標示方書・同解説 (V 耐震設計編) (平成29年11月)			10 3 2	適用すべき諸基準	日本道路協会 道路標示方書・同解説 (V 上下部接続部編) (令和7年10月)		
10 3 2	適用すべき諸基準	日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 [令和4年度改訂版] (令和5年12月)			10 3 2	適用すべき諸基準	日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 [令和4年度改訂版] (令和5年2月)		
10 3 8 10 1	適用規定	受注者は、橋脚架設工の施工については、第3編3-2-13-3架設工(クレーン架設)、「道路橋示方書・同解説(II 鋼橋・鋼部材編)第20章 施工」(日本道路協会、平成29年11月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。			10 3 8 10 1	適用規定	受注者は、橋脚架設工の施工については、第3編3-2-13-3架設工(クレーン架設)、「道路橋示方書・同解説(II 鋼橋・鋼部材編)第17章 施工」(日本道路協会、令和7年10月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。		
10 3 8 11 2	適用規定(2)	受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説(II 鋼橋・鋼部材編)第20章 施工」(日本道路協会、平成29年11月)、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編第3章 架設」(日本道路協会、令和2年9月)の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。			10 3 8 11 2	適用規定(2)	受注者は、現場継手工の施工については「道路橋示方書・同解説(II 鋼橋・鋼上部構造編)第17章 施工」(日本道路協会、令和7年10月)、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編第3章 架設」(日本道路協会、令和2年9月)の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。		
10 4 2	適用すべき諸基準	日本道路協会 道路標示方書・同解説 (I 共通編) (平成29年11月)			10 4 2	適用すべき諸基準	日本道路協会 道路標示方書・同解説 (I 共通編) (令和7年10月)		
10 4 2	適用すべき諸基準	日本道路協会 道路標示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編) (平成29年11月)			10 4 2	適用すべき諸基準	日本道路協会 道路標示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼上部構造編) (令和7年10月)		
10 4 2	適用すべき諸基準	日本道路協会 道路標示方書・同解説 (V 耐震設計編) (平成29年11月)			10 4 2	適用すべき諸基準	日本道路協会 道路標示方書・同解説 (V 上下部接続部編) (令和7年10月)		
10 4 2	適用すべき諸基準	日本道路協会 道路標示方書・同解説 (I 共通編) (平成29年11月)			10 4 2	適用すべき諸基準	日本道路協会 道路標示方書・同解説 (I 共通編) (令和7年10月)		
10 5 2	適用すべき諸基準	日本道路協会 道路標示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編) (平成29年11月)			10 5 2	適用すべき諸基準	日本道路協会 道路標示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼上部構造編) (令和7年10月)		
10 5 2	適用すべき諸基準	日本道路協会 道路標示方書・同解説 (V 耐震設計編) (平成29年11月)			10 5 2	適用すべき諸基準	日本道路協会 道路標示方書・同解説 (V 上下部接続部編) (令和7年10月)		
10 5 2	適用すべき諸基準	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月)					日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説/ボラードの設置便覧 (令和3年3月)		
10 6 2	適用すべき諸基準	建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定) (令和3年4月)			10 6 2	適用すべき諸基準	建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定) (令和6年4月)		
10 6 6 4 5	適用規定	インポート盛土の締固め度については、第1編1-1-1-25施工管理第8項の規定による。			10 6 6 4 5	適用規定	インポート盛土の締固め度については、第1編1-1-1-26施工管理第8項の規定による。		
10 6 8 6 3	図10-6-2	 板厚 8mm、字厚 5mm、計 13mm 図 10-6-2 標示板の刻示標準図			10 6 8 6 3	図10-6-2	 板厚 3mm 図 10-6-2 標示板の刻示標準図		
10 7 2	適用すべき諸基準	日本道路協会 道路標示方書・同解説 (I 共通編) (平成29年11月)			10 7 2	適用すべき諸基準	日本道路協会 道路標示方書・同解説 (I 共通編) (令和7年10月)		

新 旧 対 照 表 (土 木 工 事 共 通 仕 様 書)

旧 (令和7年10月改定版)					新 (令和8年10月改定版)				
編 章 節 条 項	編章節条 (項目見出し)	旧条文			編 章 節 条 項	編章節条 (項目見出し)	新条文		
10 7 2	適用すべき諸基準	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編) (平成29年11月)			10 7 2	適用すべき諸基準	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅲコンクリート部材・コンクリート上部構造編) (令和7年10月)		
10 7 2	適用すべき諸基準	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅳ下部構造編) (平成29年11月)			10 7 2	適用すべき諸基準	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅳ下部構造編) (令和7年10月)		
10 7 2	適用すべき諸基準	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅴ耐震設計編) (平成29年11月)			10 7 2	適用すべき諸基準	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅴ上下部接続部編) (令和7年10月)		
10 8 2	適用すべき諸基準	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅰ共通編) (平成29年11月)			10 8 2	適用すべき諸基準	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅰ共通編) (令和7年10月)		
10 8 2	適用すべき諸基準	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅱ鋼橋・鋼部材編) (平成29年11月)			10 8 2	適用すべき諸基準	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅱ鋼橋・鋼上部構造編) (令和7年10月)		
10 8 2	適用すべき諸基準	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅳ下部構造編) (平成29年11月)			10 8 2	適用すべき諸基準	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅳ下部構造編) (令和7年10月)		
10 8 2	適用すべき諸基準	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅴ耐震設計編) (平成29年11月)			10 8 2	適用すべき諸基準	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅴ上下部接続部編) (令和7年10月)		
10 9 3 1 3	埋設物の存在の有無	受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。 なお、埋設物の存在が認められた時は、布掘りまたはつぼ掘りを行って埋設物を露出させ、埋設物の保安維持に努めなければならない。			10 9 3 1 3	埋設物の存在の有無	受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、「建設工事公衆災害防止対策要綱」(令和元年9月2日国土交通省告示第496号)に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。 なお、埋設物の存在が認められた時は、布掘りまたはつぼ掘りを行って埋設物を露出させ、埋設物の保安維持に努めなければならない。		
10 10 5 1 3	埋設物の存在の有無	受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。 なお、埋設物の存在が認められた時は、布掘りまたはつぼ掘りを行って埋設物を露出させ、埋設物の保安維持に努めなければならない。			10 10 5 1 3	埋設物の存在の有無	受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、「建設工事公衆災害防止対策要綱」(令和元年9月2日国土交通省告示第496号)に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。 なお、埋設物の存在が認められた時は、布掘りまたはつぼ掘りを行って埋設物を露出させ、埋設物の保安維持に努めなければならない。		
10 11 5 1 3	埋設物の存在の有無	受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。 なお、埋設物の存在が認められた時は、布掘りまたはつぼ掘りを行って埋設物を露出させ、埋設物の保安維持に努めなければならない。			10 11 5 1 3	埋設物の存在の有無	受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、「建設工事公衆災害防止対策要綱」(令和元年9月2日国土交通省告示第496号)に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。 なお、埋設物の存在が認められた時は、布掘りまたはつぼ掘りを行って埋設物を露出させ、埋設物の保安維持に努めなければならない。		
10 14 1 5	臨機の措置	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-43臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。			10 14 1 5	臨機の措置	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-44臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。		
10 14 7 2 4	標示板	受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は(一社)軽金属溶接協会規格LWSP7903-1979「スポット溶接作業標準(アルミニウム及びアルミニウム合金)」(一社)日本溶接協会規格WEST302と同一規格)を参考に行うことが望ましい。			10 14 7 2 4	標示板	受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は(一社)軽金属溶接協会規格LWS P7903-2023「スポット溶接作業標準(アルミニウム及びアルミニウム合金)」(一社)日本溶接協会規格WEST302と同一規格)を参考に行うことが望ましい。		
10 15 2	適用すべき諸基準	日本建設機械施工協会 除雪・防雪ハンドブック (防雪編) (平成16年12月)			10 15 2	適用すべき諸基準	日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック (防雪編) (平成16年12月)		
10 15 3 1 1	適用工種	本節は、除雪工として一般除雪工、運搬除雪工、凍結防止工、歩道除雪工、安全処理工、雪道巡回工、待機補償費、保険費、除雪機械修理工その他これらに類する工種について定める。			10 15 3 1 1	適用工種	本節は、除雪工として一般除雪工、運搬除雪工、凍結防止工、歩道除雪工、安全処理工、雪道巡回工、待機費、保険費、除雪機械修理工その他これらに類する工種について定める。		
10 15 3 7 2	適用規定	人工雪崩の施工については、「除雪・防雪ハンドブック (防雪編) 6.2.5雪崩の処理」(日本建設機械化協会、平成16年12月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。			10 15 3 7 2	適用規定	人工雪崩の施工については、「防雪ハンドブック2025改訂版5.2.5雪崩の管理」(雪センター、令和7年6月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。		
10 15 3 9	待機補償費				10 15 3 9	待機費			
10 15 3 9 2	待機補償における待機の期間及び内容	待機の期間、待機時間、待機人員及び内容は、設計図書または監督員の指示によるものとする。			10 15 3 9 2	待機の期間及び内容	待機の期間、待機時間、待機人員及び内容は、設計図書または監督員の指示によるものとする。		
10 16 1 5	臨機の措置	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-43臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。			10 16 1 5	臨機の措置	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-44臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。		
10 16 24 4 27	騒音と粉じん	受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-1-32環境対策の規定によらなければならない。 なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。			10 16 24 4 27	騒音と粉じん	受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-1-33環境対策の規定によらなければならない。 なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。		
10 16 24 5 6	騒音と粉じん対策	受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-1-32環境対策の規定によらなければならない。 なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。			10 16 24 5 6	騒音と粉じん対策	受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-1-33環境対策の規定によらなければならない。 なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。		
14 1 2	適用すべき諸基準	土木研究センター 補強土(テールアルメ)壁工法 設計・施工マニュアル (平成11年12月)			14 1 2	適用すべき諸基準	土木研究センター 補強土(テールアルメ)壁工法 設計・施工マニュアル (平成26年8月)		
14 1 2	適用すべき諸基準	国土開発技術研究センター 河川土工マニュアル (平成24年度版) (平成21年4月)					国土技術研究センター 河川土工マニュアル (平成21年4月)		
14 1 2	適用すべき諸基準	地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説 (平成25年5月)			14 1 2	適用すべき諸基準	地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説 (平成24年5月)		
14 1 2	適用すべき諸基準	国土交通省 発生土利用基準 (平成18年6月)			14 1 2	適用すべき諸基準	国土交通省 発生土利用基準 (平成18年8月)		
14 3 2	適用すべき諸基準	日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 (平成22年1月)			14 3 2	適用すべき諸基準	日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 (平成4年12月)		
14 3 2	適用すべき諸基準	日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年6月)			14 3 2	適用すべき諸基準	日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成31年3月)		
14 3 2	適用すべき諸基準	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成20年1月)			14 3 2	適用すべき諸基準	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説/ポラードの設置便覧 (令和3年3月)		
14 3 2	適用すべき諸基準	日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (昭和62年1月)			14 3 2	適用すべき諸基準	日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (令和2年6月)		

新 旧 対 照 表 （ 土 木 工 事 共 通 仕 様 書 ）

旧（令和7年10月改定版）							新（令和8年10月改定版）						
編	章	節	条	項	編章節条 (項目見出し)	旧条文	編	章	節	条	項	編章節条 (項目見出し)	新条文
14	3	2			適用すべき諸基準	日本道路協会 アスファルト混合所便覧（平成8年度版）（平成19年1月）	14	3	2			適用すべき諸基準	日本道路協会 アスファルト混合所便覧（平成19年1月）
					適用すべき諸基準	土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（平成25年3月）						適用すべき諸基準	土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）[2023年制定]（2023年3月）
14	3	2			適用すべき諸基準	土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成25年3月）	14	3	2			適用すべき諸基準	土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）[2023年制定]（2023年9月）
14	3	2			適用すべき諸基準	土木学会 コンクリートのポンプ施工指針（平成24年6月）	14	3	2			適用すべき諸基準	土木学会 コンクリートのポンプ施工指針[2012年版]（平成24年6月）
14	3	7	2	2	材料	受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）の規格に基づき試験を実施する。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	14	3	7	2	2	材料	受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）の規格に基づき試験を実施する。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。
14	4	2			適用すべき諸基準	日本道路協会 舗装調査・試験法便覧（平成19年6月）	14	4	2			適用すべき諸基準	日本道路協会 舗装調査・試験法便覧（平成31年3月）
14	4	2			適用すべき諸基準	日本道路協会 アスファルト混合所便覧（平成8年度版）（平成19年1月）	14	4	2			適用すべき諸基準	日本道路協会 アスファルト混合所便覧（令和8年10月）
14	4	2			適用すべき諸基準	土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（平成25年3月）	14	4	2			適用すべき諸基準	土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）[2023年制定]（2023年3月）
14	4	2			適用すべき諸基準	土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成25年3月）	14	4	2			適用すべき諸基準	土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）[2023年制定]（2023年9月）
14	4	2			適用すべき諸基準	土木学会 コンクリートのポンプ施工指針（平成24年6月）	14	4	2			適用すべき諸基準	土木学会 コンクリートのポンプ施工指針[2012年版]（平成24年6月）